

証券コード 6406
2016年6月1日

株 主 各 位

滋賀県彦根市宮田町591番地1

フジテック株式会社

代表取締役
社 長 内 山 高 一

第69期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第69期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面（議決権行使書）または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述の「議決権行使についてのご案内」をご高覧のうえ、2016年6月22日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2016年6月23日（木曜日）午前10時
2. 場 所 滋賀県彦根市宮田町591番地1
当社 本店ビッグウィングホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第69期（2015年4月1日から2016年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人
および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第69期（2015年4月1日から2016年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役7名選任の件
 - 第3号議案 監査役2名選任の件
 - 第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の
更新の件

4. 議決権行使についてのご案内

- (1) 書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2016年6月22日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。
- (2) インターネット等による議決権行使の場合
インターネット等により議決権を行使される場合には、後記の【インターネット等による議決権行使のご案内】（3頁）をご参照の上、2016年6月22日（水曜日）午後5時までに行使してください。
- (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主様でない代理人および同伴の方など、株主様以外の方は総会にご出席いただけませんので、ご注意ください。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.fujitec.co.jp/kessan/>）に掲載させていただきます。
 - ◎当日は節電の取組みとして、当社役員および係員はクールビズにて対応させていただきますのでご了承ください。
株主の皆様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

【インターネット等による議決権行使のご案内】

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス<http://www.web54.net>

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2016年6月22日（水曜日）午後5時までですので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によつて複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

ア. 画面の解像度が 横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること。

イ. 次のアプリケーションをインストールしていること。

(a). ウェブブラウザとして Ver. 5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer

(b). PDFファイルブラウザとして Ver. 4.0 以降のAdobe® Acrobat® Reader®または、Ver. 6.0以降のAdobe® Reader®

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®およびAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

ウ. ウェブブラウザおよび同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。

エ. 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

5. パソコンの操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
☎ 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00 年中無休)

(2) その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社あてお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

☎ 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日祝日を除く)

6. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様におかれましては、本総会につき、株式会社 I C J の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は利益配分に関して、株主の皆様への利益還元を充実させていくことを経営の最重要課題と捉えつつ、企業基盤の長期的安定を図るための内部留保とのバランスを考慮した適切な配分を行うことを基本方針としています。

期末配当金につきましては、当事業年度の連結業績を勘案し、1株当たり15円とさせていただきたいと存じます。これにより、年間配当金は、中間配当金1株当たり15円と合わせ、1株当たり30円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金15円 総額1,215,909,525円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2016年6月24日（金曜日）

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役7名は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	うちやま たかかず 内山高一 (1951年7月16日生)	1976年4月 当社入社 1978年12月 当社取締役 1981年12月 当社常務取締役 1989年11月 当社専務取締役 1992年6月 当社代表取締役副社長 2000年6月 当社代表取締役会長 2002年6月 当社代表取締役社長、現在に至る 2005年7月 当社執行役員社長、現在に至る 2010年4月 当社グローバル事業本部長、現在に至る 2016年4月 当社東アジア担当兼務、現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社ウチヤマ・インターナショナル代表取締役社長	329,034株

【取締役候補者とした理由】

米州等の当社子会社の経営、グローバル事業の統括などの経験を経て培われた豊富な見識を活かして、今後とも、当社のグローバルなグループ事業経営に貢献することができるものと判断しています。

(注) 内山高一氏は、株式会社ウチヤマ・インターナショナル代表取締役社長であり、当社と同社ならびに同社子会社との間には、事務所、社員寮等建物の賃貸借の取引関係があり、当社第69期事業年度における取引高は第69期定時株主総会招集ご通知添付書類「第69期報告書」43頁「関連当事者との取引に関する注記」に記載のとおりであります。

2	せきぐち いわたろう 関口岩太郎 (1946年10月22日生)	1974年4月 当社入社 1994年4月 当社子会社富士達股份有限公司 総経理 2001年6月 当社取締役 2004年6月 当社子会社フジテック (HK) CO., LTD. 社長 2005年7月 当社執行役員東アジア担当 2006年6月 当社子会社富士達股份有限公司 董事長 2007年4月 当社執行役員副社長、現在に至る 2010年4月 当社代表取締役、現在に至る 2010年4月 当社国内事業本部長、現在に至る 2016年4月 当社生産本部長兼務、現在に至る	34,623株
---	---------------------------------------	---	---------

【取締役候補者とした理由】

東アジアの当社子会社の経営、国内事業の統括などの経験を経て培われた豊富な見識を活かして、今後とも、当社のグローバルなグループ事業経営に貢献することができるものと判断しています。

(注) 関口岩太郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	Narayanapillai Sugumaran ナラヤナビレー・ スグマラン (1948年1月20日生)	1974年7月 当社子会社フジテックシンガポール CORPN. LTD. 入社 1991年7月 同社取締役 2000年7月 同社取締役社長、現在に至る 2005年7月 当社南アジア担当、現在に至る 2012年4月 当社専務執行役員、現在に至る 2012年6月 当社取締役、現在に至る	10,000株
【取締役候補者とした理由】			
シンガポールの当社子会社の経営、南アジア事業の統括などの経験を経て培われた豊富な見識を活かして、今後とも、当社のグローバルなグループ事業経営に貢献することができるものと判断しています。			
(注) ナラヤナビレー・スグマラン氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。			
4	おかだ たかお 岡田隆夫 (1954年2月4日生)	1976年4月 当社入社 2007年4月 当社執行役員 2009年4月 当社常務執行役員 2012年4月 当社専務執行役員、現在に至る 2012年4月 当社国内事業本部副事業本部長、 現在に至る 2012年6月 当社取締役、現在に至る 2015年1月 当社グローバルオペレーション本部 副本部長 2015年10月 当社中国担当兼務、現在に至る 2016年4月 当社子会社富士達電梯配件（上海） 有限公司総経理兼務、現在に至る 2016年4月 当社グローバル事業本部副事業本 本部長兼グローバルオペレーション 本部長兼資材本部長兼務、現在に 至る	16,935株
【取締役候補者とした理由】			
国内事業の統括および東アジアの当社子会社の経営などの経験を経て培われた豊富な見識を活かして、今後とも、当社のグローバルなグループ事業経営に貢献することができるものと判断しています。			
(注) 岡田隆夫氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	しげ かね ひさ お 重 兼 壽 夫 (1951年1月6日生)	1974年4月 富士電機製造株式会社 (現富士電機株式会社) 入社 2004年6月 富士電機デバイステクノロジー 株式会社取締役 2006年6月 同社常務取締役 2008年4月 同社取締役副社長 2008年6月 同社代表取締役社長 2008年6月 富士電機ホールディングス株式会社 (現富士電機株式会社) 取締役 2009年6月 同社シニアエグゼクティブオフィ サー 2009年6月 当社取締役 2011年4月 富士電機株式会社執行役員専務 2012年4月 同社執行役員副社長 2012年6月 同社代表取締役 2014年6月 同社特別顧問、現在に至る 2014年6月 当社取締役、現在に至る (重要な兼職の状況) 富士電機株式会社 特別顧問 月島機械株式会社 社外取締役	1,872株
【社外取締役候補者とした理由】			
<p>長年にわたって企業経営に携われ、培われた豊富な見識を活かして、今後とも、当社の経営に有益な提言、助言をいただけるものと判断しています。</p>			
<p>(注) 1. 重兼壽夫氏は社外取締役候補者であります。</p> <p>2. 同氏の当社取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。</p> <p>3. 同氏は、当社の株主である富士電機株式会社の特別顧問であり、同社は当社株式2,889千株(議決権所有割合3.57%)を所有し、当社は同社株式1,570千株(同0.22%)を所有しています。また、同社および同社の子会社と当社との間には、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等受注および資機材購入の取引関係があり、当社第69期事業年度における同社および同社の子会社向け売上高は110百万円であり、同社および同社の子会社からの仕入高は1,254百万円であります。これらの取引状況等に鑑み、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の指定、届出を行っていません。</p> <p>なお、同氏が取締役である月島機械株式会社と当社との間には、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等受注の取引関係があり、当社第69期事業年度における同社向け売上高は1百万円であります。</p>			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所 有 する 当 社 株 式 の 数
6	はな かわ やす お 花 川 泰 雄 (1945年2月3日生)	1968年4月 株式会社日本長期信用銀行入行 1992年6月 同社証券運用企画部長 1997年6月 第一証券株式会社常務取締役 1998年6月 ニッセイアセットマネジメント 株式会社常務取締役 2003年9月 名古屋商科大学総合経営学部教授 2004年4月 同学会計ファイナンス学部教授 2007年6月 当社取締役、現在に至る	11,134株
【社外取締役候補者とした理由】 長年にわたって企業経営に携わられ、また、経営学等の大学教授を歴任され、培われた豊富な知見を活かして、今後とも、当社の経営に有益な提言、助言いただけるものと判断しています。			
(注) 1. 花川泰雄氏は社外取締役候補者であります。 2. 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。 3. 同氏の当社取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって9年となります。 4. 同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、原案どおり選任され就任した場合、引き続き独立役員となります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	さ えき てる みち 佐 伯 照 道 (1942年12月28日生)	1968年4月 弁護士登録（大阪弁護士会） 1973年7月 八代・佐伯・西垣法律事務所 （現北浜法律事務所・外国法共同 事業）設立、パートナー弁護士、 現在に至る 2002年4月 大阪弁護士会会長、日本弁護士連合 会副会長、近畿弁護士連合会理事長 2004年4月 国立大学法人京都大学監事 2005年10月 大阪府入札監視委員会委員長 2009年6月 当社監査役 2010年6月 岩井コスモホールディングス 株式会社社外取締役、現在に至る 2012年6月 ワタベウェディング株式会社 社外監査役、現在に至る 2014年6月 当社取締役、現在に至る 2016年3月 東洋ゴム工業株式会社社外監査役、 現在に至る （重要な兼職の状況） 北浜法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士 岩井コスモホールディングス株式会社 社外取締役 ワタベウェディング株式会社 社外監査役 東洋ゴム工業株式会社 社外監査役	5,471株

【社外取締役候補者とした理由】

長年にわたって弁護士として企業法務等に携わられ、また、社外役員を歴任され、培われた知見を活かして、今後とも、当社の経営に有益な提言、助言をいただけるものと判断しています。

- (注) 1. 佐伯照道氏は社外取締役候補者であります。
2. 同氏の当社取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。
3. 当社は、同氏がパートナー弁護士として所属する北浜法律事務所・外国法共同事業に個別事案の法律事務等を委託していますが、当社第69期事業年度における同事務所に対する報酬の支払総額は1百万円であります。また、同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、原案どおり選任され就任した場合、引き続き独立役員となります。

(注) 各候補者の所有する当社株式の数には、当社役員持株会における本人の持分が含まれています。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役 野木正彦、北川由雄の両氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	※ いの うえ はる お 井上 治 男 (1951年12月17日生)	1976年4月 当社入社 2007年4月 当社品質統括本部長 2009年4月 当社執行役員 2010年4月 当社執行役員東アジア担当 当社子会社フジテック(HK) CO., LTD. 社長 当社子会社富士達股份有限公司 董事長、現在に至る 2016年4月 当社参与、現在に至る	16,390株
【監査役候補者とした理由】			
当社事業の統括、東アジアの当社子会社の経営などの経験を経て培われた知見を活かして、監査役の職務を適切に遂行することができるものと判断しています。			
(注) 1. 井上治男氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。 2. 同氏の所有する当社株式の数には、当社従業員持株会における本人の持分が含まれています。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数
2	※ <small>い</small> 池 <small>だ</small> 田 <small>たつ</small> 辰 <small>お</small> 夫 (1952年1月6日生)	1976年3月 九州大学大学院法学研究科修士 課程修了 1978年4月 神戸地方裁判所判事補 1982年3月 大阪大学法学部助教授 1992年11月 同学法学部教授 1995年2月 九州大学大学院博士(法学) 2004年4月 大阪大学大学院高等司法研究科 教授、現在に至る 2005年11月 弁護士登録、現在に至る (重要な兼職の状況) 大阪大学大学院高等司法研究科 教授	0株
【社外監査役候補者とした理由】			
長年にわたって法学教授、弁護士に携われ、培われた知見を活かして、監査を通じ当社の 経営に有益な提言、助言をいただけるものと判断しています。			
(注) 1. 池田辰夫氏は社外監査役候補者であります。 2. 同氏は、当社取引先である大阪大学大学院の教授であり、同学と当社との間には、 昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等受注の取引関係があります。なお、当社 第69期事業年度における同学向け売上高は23百万円であります。 3. 同氏は、原案どおり選任され就任した場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づ く独立役員となります。			

(注) ※印は新任候補者であります。

第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新の件

当社は、2013年6月25日開催の定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）を導入しており、この有効期間の満了（本定時株主総会終結の時）に先立ち、下記Ⅲのとおり、これを更新、継続すること（以下、「本更新」といい、更新後プランを「本プラン」といいます。）に関し、ご承認をお願いするものであります。

I 会社支配に関する基本方針

当社は1948年に創業以来、エレベータ、エスカレータ、動く歩道の専業メーカーとして、生産、販売、保守の一貫した事業をグローバルに展開しています。

当社グループは世界25の国と地域に10の生産拠点と多数の販売拠点を有し、連結経営時代に即応した全体最適を追求する業務執行体制によって、グローバルな相互連携を図りながら、地域に根ざした経営を展開しています。また、グループ全体として、世界市場の多様なニーズに対応した商品の開発を進める一方、各拠点でコスト、品質面で有利な部品等を相互に供給しあうグローバル生産・調達体制を推進して、商品力の強化に努めています。

「人と技術と商品を大切にして、新しい時代にふさわしい美しい都市機能を、世界の国々で世界の人々と共に創ります」という経営理念の下、持続的な成長と収益によって株主、顧客、ユーザー、取引先、地域住民並びに社員等当社グループすべてのステークホルダーの満足を追求し、高度な研究開発力、生産技術、フィールド技術力を養成し、信頼される高品質な商品を納入するとともに、トータルライフを通じて商品を維持し、グローバルな事業活動によって、世界の国々の産業振興と経済発展に貢献し、世界の人々と文明、文化を相互理解し、共存共栄を図っていくことを目指しています。この理念を、当社グループ一丸となって実現することこそが当社の企業価値の源泉であり、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させることにつながると考えています。

したがって、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に反する当社株式の大規模買付行為を行おうとする特定の者、あるいはグループは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。

II 当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて

当社グループは会社支配に関する基本方針の実現をめざす特別な取組みとして、下記Ⅲで記載するもののほか、以下の取組みを行っています。

1. 中期経営計画に基づく取組みについて

当社グループは、会社の支配に関する基本方針の実現を目指し、2013年4月から進めてきた中期経営計画(Grow Together! Yes, Fujitec Can)に続き、2016年4月から新しい中期経営計画(No Limits! Push Forward Together!)をスタートさせました。

新中期経営計画では、

- ① 地域戦略：市場ニーズを捉えたシェアアップ
- ② 商品・技術戦略：商品統一による市場競争力の強化
- ③ オペレーション戦略：全社調達革新とグローバル設計ネットワークの構築
- ④ コーポレート戦略：経営品質の向上

という4つの行動ビジョンを掲げ、企業価値の持続的成長を実現するために、グローバル市場を活躍の場として、お客さまの信頼に応える安全・安心な商品を提供します。

2. コーポレート・ガバナンスの強化について

当社は、企業の社会的責任を果たし、株主、顧客、ユーザー、取引先、従業員などさまざまなステークホルダーから信頼されることが、事業活動において不可欠と考えています。また、コーポレート・ガバナンスの充実・強化が経営上の重要課題であると認識し、公平かつ透明性のある経営基盤の強化を図り、的確な意思決定と迅速な業務執行を行うよう努めています。

(1) グループガバナンス体制の強化

当社は、経営の透明性、客観性を確保し、監督機能を有する取締役会のチェック機能を強化するために、業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離する執行役員制を採用し、さらに変化の激しい経営環境に機敏に対応するために、取締役および執行役員の任期を1年としています。また、取締役会から独立した監査役会を設置し、監査役の職務を円滑に遂行するために監査役スタッフを監査役室に置いています。

(2) コンプライアンス体制の強化

当社は、適正な企業活動を推進するために必要な法令および企業倫理等遵守の周知徹底を図ることを目的として、「コンプライアンス委員会」を設置しています。当委員会では、毎年「コンプライアンス・アクションプラン」を策定のうえ、コンプライアンス活動を推進しています。この活動の一環として、全社員に対する集合教育またはeラーニングによるオンデマンド教育を行うほか、職種・部門毎に適宜、講習会等を励行し、参考事例、関係法令等の周知、啓蒙活動を行っています。なお、コンプライアンスに関する社内通報制度として「コンプライアンス相談デスク」を開設して、職制ラインによらずして各社員から直接に相談、通報等を受けることのできる体制を採り、これによって不正行為の未然防止を図っています。

(3) リスク管理体制の強化

当社は、社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、事業リスクの低減と倫理・遵法・環境・品質問題など社会的に大きな影響を与えるリスクの根絶を目指し、リスクの早期発見とその対策に取り組んでいます。この下位組織として、「リスクマネジメント運営委員会」、「情報セキュリティ委員会」などを設置して、リスクマネジメントが全社的に機能するよう、情報の収集および指導・管理を行い、企業を取り巻く潜在的なリスクに対して、迅速かつ的確な対処を行っています。

(4) 内部統制の強化

当社は、2006年5月1日に施行された会社法に対応し、「内部統制基本方針」を取締役会において決議のうえ、この方針に基づいて当社グループの内部統制システムを構築し、その活動を推進しています。また、2008年4月1日以降「金融商品取引法」によって要求された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査」に対応するため、業務プロセスの見える化などを図り、内部統制システムを整備のうえ、その評価、監査を実施しています。更に、2015年5月1日に施行された改正会社法に対応し、「内部統制基本方針」の一部改訂を取締役会において決議し、コーポレート・ガバナンスの強化を図っています。

Ⅲ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

1. 本プランの目的

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の判断に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握したうえで、当該買収が当社の企業価値および株主共同の利益に及ぼす影響を短時間のうちに適切に判断することは必ずしも容易ではないものと思われま。したがって、買付提案が行われた場合に、当社株主の皆様が意思を適正に反映させるためには、まず、当社株主の皆様が適切に判断できる状況を確認する必要があり、そのためには、当社取締役会が必要かつ相当な検討期間内に当該買付提案について誠実かつ慎重な調査を行ったうえで、当社株主の皆様に対して必要かつ十分な判断材料（当社取締役会による代替案を提示する場合もあります。）を提供する必要があるものと考えています。

また、買収者による買収の中には、その目的や態様等から見て、企業価値・株主共同の利益をかえりみることなく、もっぱら買収者自らの利潤のみを追求しようとするもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の買収内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値・株主共同の利益を損なうと思われるものも少なくありません。そもそも、当社および当社グループ会社が構築してきた企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、研究開発、生産および販売を支える従業員をはじめ、当社および当社グループ会社を取り巻く全てのステークホルダーとの間に築かれた長年に亘る信頼関係の維持が必要不可欠であり、これらが当社の株式の買収者により中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社グループの企業価値・株主共同の利益

は毀損されることとなります。

かかる認識に基づき、当社取締役会は、本プランにおいて、大量取得の提案が行われた場合に大規模買付者および当社取締役会が遵守すべき手続きを客観的かつ具体的に定めるものです。

なお、2016年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙3「当社の大株主の状況」とおりのとおりです。また、現時点において、当社が特定の第三者から当社株式の大規模買付行為を行う旨の通告や提案を受けている事実はありません。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大規模買付行為が行われる場合に、当社取締役会が大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）に対し、(i) 事前に当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii) 当該大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、(iii) 当社取締役会が株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提示するなど、大規模買付者との交渉等を行っていくための手続きを定めるとともに、かかる手続きの趣旨・目的を達成するために、大規模買付者およびその特定株主グループ（下記（2）において定義されます。以下同じ。）に対し、本プランに定める手続きが完了するまで大規模買付行為に着手することをお待ちいただくことを要請するものです。

大規模買付者が本プランに定められた手続きに従わない場合や当社株券等の大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合などで、本プラン所定の発動要件を満たすときには、当社は、対抗措置として新株予約権無償割当て（その主な内容は別紙2「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとします。）を行います。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、社外取締役、社外監査役または社外の有識者（会社経営者、弁護士、公認会計士および学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置し、かかる独立委員会の客観的な判断を経るものとしています。独立委員会の委員は、加藤誠氏、土肥孝治氏、および中野正信氏であります（各委員の氏名および略歴については別紙1をご参照願います。）。なお、各委員は、2015年11月6日開催の当社取締役会において決議した「コーポレートガバナンス基本方針」における独立役員選任基準を満たしております。

また当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主意思確認総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。こうした手続きの過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしています。

(2) 対象となる買付等

本プランは、(i) 特定株主グループ¹の議決権割合²を20%以上とすることを目的とする当社株券等³の買付行為(売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有することおよび金融商品取引法第6条第2項若しくは第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。また、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。以下同じ。)、(ii) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為または、(iii) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等⁴(以下かかる買付行為または合意等を「大規模買付行為」といいます。)を適用対象とします。

(3) 大規模買付者の意向表明書の提出

大規模買付者は、上記Ⅲ. 2. (2)に定める大規模買付行為を行おうとするときは、当社取締役会が別途認めた場合を除き、事前に、当社に対して、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示し、かつ、本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した「意向表明書」を提出していただきます。

(4) 大規模買付者による情報の提供

当社取締役会は、大規模買付者より意向表明書を受領後に、当社株主の皆様への判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)のリストを当該大規模買付者に交付し、大規模買付者に当該リストに従

¹特定株主グループとは、(i)当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)並びに当該保有者との間でまたは当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者(大規模買付者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに大規模買付者の公開買付代理人および主幹事証券会社は保有者・共同保有者間の関係と類似した関係にある者に含まれますが、これに限られません。以下「準共同保有者」といいます。)または、(ii)当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売の方法によるか否かを問わず取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

²特定株主グループが、脚注1の(i)記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。))も計算上考慮されるものとします。)、②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合(但し、①と②の合算において、①と②の間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。)または、(ii)特定株主グループが、脚注1の(ii)記載の場合は、当該大量取得者および当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。なお各株券等所有割合および各株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)および総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

³金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下、別段の定めない限り、同じとします。

⁴共同して当社株券等を取得し、若しくは譲渡し、または当社の株主としての議決権その他の権利を行使することの合意その他金融商品取引法第27条の23第5項および第6項に規定する共同保有者に該当することとなる行為をいいます。

った情報を提供していただきます。なお、大規模買付者に対しては、独立委員会が適宜提出期限を定め、当社取締役会が本必要情報の提供を求めるものとします。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員、業務執行組合員、その他の構成員およびこれらの者に対して投資に関する助言を継続的に行っている者。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、事業内容および当社が行う事業経営の経験等を含みます。）
- ② 大規模買付者が保有する当社の発行する全ての有価証券、過去60日間において大規模買付者が行った当社有価証券にかかる全ての取引の状況（取引の性質、価格、場所、方法および相手方を含みます。）および当社有価証券に関して大規模買付者が締結した全ての契約、取決めおよび合意（口頭によるものも含み、また、その履行可能性を問いません。）
- ③ 大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨およびその理由、大規模買付行為および関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ④ 当社株式の取得対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容（そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの額または内容を含みます。））および取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。））の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑥ 当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容
- ⑦ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑧ その他当社取締役会若しくは独立委員会が合理的に必要と判断する情報

大規模買付者より提供していただいた情報については、当社取締役会は、直ちにこれを独立委員会に提供するとともに、その内容を精査し、独立委員会の勧告を最大限に尊重したうえで、それが本必要情報として十分であるか否かについて判断いたします。その結果、不十分であると判断した場合には、独立委員会に諮問し、独立委員会が適宜回答期限を定め、当社取締役会が、大規模買付者に対し、本必要情報を追加的に提出するよう求めます。この場合、大規模買付者においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

ただし、大規模買付者からの情報提供の迅速化と、当社取締役会が延々と情報提供を求める等の恣意的な運用を避ける観点から、当社取締役会が大規模買付者に対して本必要情報の提供を要請し大規模買付者が回答を行う期間（以下「情報提供期間」といいます。）を、本必要情報のリストを大規模買付者に交付した日の翌日から起算して60日間に限定し、仮に本必要情報が十分に提出されない場合であっても、情報提供期間が満了したときは、その時点で情報提供にかかる大規模買付者とのやり取りを打ち切り、当該時点までに提供された情報をもって取締役会検討期間（2.（5）にて述べます。）を開始するものと致します。もっとも、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合のみ、必要に応じて30日間を限度として情報提供期間を延長することがあります。

なお、大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、営業秘密等開示に不適切と当社取締役会が判断した情報を除き、当社取締役会が適切と判断する時点で情報開示をいたします。

また、当社取締役会は、大規模買付者による本必要情報の提供が十分になされたと認められた場合には、その旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を速やかに開示いたします。

情報提供期間は、当社取締役会が情報提供完了通知を行った日または情報提供期間が上限に達した日のいずれか早い方の日をもって終了するものとします。

(5) 大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との交渉・代替案の提示

当社取締役会は、情報提供期間の終了した日の翌日を起算日として60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）の検討期間（以下「取締役会検討期間」といいます。）を設定します（いずれも初日不算入といたします。）。

ただし、当社取締役会は、独立委員会が取締役会検討期間内に下記3.（1）記載の勧告を行うに至らない等の理由により、当社取締役会が取締役会検討期間内に対抗措置の発動または不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会検討期間を最長30日間延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会検討期間の延長を決議した場合、速やかに情報開示を行います。

なお、当社取締役会は、独立委員会の勧告を受け、取締役会検討期間を延長する場合には、取締役会検討期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、当該延長の決議後、速やかに情報開示を行います。

当社取締役会は、取締役会検討期間内に、独立委員会に諮問し、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された情報・資料に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から、当該大規模買付者の大規模買付行為の内容の評価・検討等を行い、独立委員会からの勧告を最大限尊重したう

えて、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。

また、当社取締役会は、必要に応じて、株主の皆様のご意向の把握に努めたり、お客様、取引先、従業員、地域関係者等から意見を聴取したりします。

さらに、当社取締役会は、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について協議、交渉をしたり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示したりすることもあります。

大規模買付者およびその特定株主グループは、取締役会検討期間が経過するまで、大規模買付行為に着手することができないものとします。

3. 大規模買付行為が開始された場合の対応方針

(1) 独立委員会の勧告

大規模買付行為が開始された場合、独立委員会は、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

① 本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、大規模買付行為について、下記(2)「対抗措置の発動要件」において定められる発動事由(以下「発動事由」といいます。)が存すると判断した場合、引き続き大規模買付者より情報提供や大規模買付者との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、対抗措置としての新株予約権(その主な内容は別紙2「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを実施することを勧告します。

また、独立委員会は、ある大規模買付行為について下記(2)「対抗措置の発動要件」に定める発動事由のうち発動事由その2(以下「発動事由その2」といいます。)の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該実施に関して株主意思確認総会を開催することを勧告できるものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施を勧告した後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、あるいは、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては、本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (i) 当該勧告後に大規模買付者が大規模買付を撤回した場合、その他買付等が存しなくなった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、発動事由が存しなくなった場合

② 本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、大規模買付行為について、株主意思確認総会の開催を勧告できる場合にも当たらないし、また発動事由も存しないと判断した場合、当社取締役会に対して、対抗

措置としての本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することになった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(2) 対抗措置の発動要件

本プランにおける対抗措置の発動要件は、下記のとおりです。

【発動事由その1】

本プランに定められた手続きに従わない大規模買付行為であり（大規模買付行為の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含む。）、かつ対抗措置を発動することが相当である場合。

【発動事由その2】

次の①ないし⑦に該当する場合で、かつ対抗措置を発動することが相当である場合。

- ① 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合。
 - (i) 株式等を買収し、その株式等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為。
 - (ii) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為。
 - (iii) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為。
 - (iv) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高価資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為。
- ② 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合。
- ③ 大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べて明らかに劣後する場合
- ④ 取得行為の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現の可能性、買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社および当社グループの企業価値に鑑み、著しく不十分または不適当な大規模買付行為である場合。
- ⑤ 大規模買付者の支配権取得により、当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社グループの従業員、顧客、取引先等との関係を破壊し、当社の企業価値が著しく毀

損されることが予想される大規模買付行為である場合。

- ⑥ 大規模買付者による大量取得後の経営方針または事業計画等の内容が不十分または不適当であるため、エレベータ事業、エスカレータ事業の安全性に支障をきたすおそれのある場合。
- ⑦ 大規模買付者またはそのグループに反社会的勢力と関係する者が含まれている場合等、公序良俗の観点から大規模買付者が当社の支配権を取得することが不適切である場合。

(3) 当社取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置としての本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する決議を行うものとします。但し、次の(4)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従うものとします。

(4) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際して、上記(1)①に従い、独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主意思確認総会の開催を勧告した場合、株主意思確認総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認するものとします。

この場合、大規模買付者およびその特定株主グループは、株主意思確認総会における決議が終了するまでの間、大規模買付行為を開始することはできないものとします。

(5) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令または金融商品取引所の規定・規則等に従い、本プランの各手続きの進捗状況、または独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、当社株主意思総会の決議の概要、その他独立委員会または当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

4. 株主・投資家等の皆様に与える影響等

(1) 本更新時に株主・投資家の皆様に与える影響等

本プランは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を当社株主の皆様を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えます。従いまして、本更新は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えています。

本更新にあたっては、株主総会決議に基づき、大規模買付行為に対する対抗措置としての新株予約権無償割当ての決定権限を取締役会に対して委任していただいているに過ぎず、新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、当社株主の皆様には直接的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家の皆様に与える影響等

当社取締役会または株主意思確認総会において、対抗措置としての本新株予約権の無償割当て決議を行った場合には、当該決議において別途定める割当基準日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき新株予約権1個の割合で新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、新株予約権の行使に係る手続きを経なければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。

また、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(3) 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

当社取締役会または株主意思確認総会において、対抗措置としての本新株予約権の無償割当て決議を行った場合には、当社は、新株予約権無償割当てに係る割当基準日を公告いたします。

割当基準日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様におかれましては、割当基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

新株予約権を行使して株式を取得するためには、一定の期間内に、一定の金額の払い込みを完了していただく必要があります。

当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得できる旨の取得条項に従って新株予約権の取得を行なう場合には、当社取締役会が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭の払い込みを要することなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。

なお、これらの手続きの詳細等につきましては、対抗措置に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

5. 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または、②当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令・金融商品取引所の規定・規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するの

が適切である場合、又は、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実、並びに修正・変更等の場合にはその内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

IV 本更新が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

当社では、本更新にあたって、以下の理由から、本プランが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えています。

1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

また、2008年6月30日付の企業価値研究会「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を勘案しています。

2. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行ったりすることなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

本プランによって、当社株主および投資家の皆様は、適切な投資判断を行うことができますので、本プランが株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

3. 株主意思を重視するものであること

本更新は、当社の本定時株主総会において、本プランに係る委任決議がなされることによりなされるものです。

また、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動について株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認することとされています。

さらに、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付され、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長およびその内容には、株主の皆様のご意思が反映されることとなってい

ます。

4. 独立委員会の設置による当社取締役会判断の客観性および合理性の担保

当社は、対抗措置発動等の運用に際して当社取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外の有識者委員3名により構成されます。なお、独立委員会の規則の概要については別紙4を参照願います。

当社取締役会は独立委員会の判断を最大限尊重しなければならないこととされ、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

5. 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記Ⅲ. 3. にて記載したとおり、予め定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定され、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

6. 当社取締役の任期の短縮

当社は、既に株主総会におけるご承認を得て、取締役の任期を1年に短縮しています。

したがって、株主の皆様は、毎年の取締役の選任を通じて、本プランにつき、そのご意向を反映できるようになっています。

7. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ. 5. に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされ、当社の株券等を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

別紙 1

独立委員会の委員の氏名・略歴

土肥 孝治（どひ たかはる）

1933年 7月12日 生まれ

1958年 検事任官

1992年 次長検事

1993年 大阪高検検事長

1995年 東京高検検事長

1996年 検事総長

1998年 弁護士登録（現職）

加藤 誠（かとう まこと）

1940年12月13日 生まれ

1995年 伊藤忠商事株式会社取締役

1997年 同社常務取締役

1998年 同社代表取締役専務

2001年 同社代表取締役副社長

2006年 同社取締役副会長

2007年 同社相談役

2010年 同社理事（現職）

2011年 シャープ株式会社社外取締役（現職）

中野 正信（なかの まさのぶ）

1947年 2月6日 生まれ

1970年 監査法人中央会計事務所入所

1975年 公認会計士登録（現職）

1989年 中央新光監査法人代表社員

2000年 中野正信公認会計士事務所開設所長（現職）

2002年 税理士登録（現職）

2005年 税理士法人T A S設立代表社員（現職）

2007年 当社社外監査役（独立役員）（現職）

以上

新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主および発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項を付するか否か、その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

8. 当社による新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）及び取得がなされる日までに上記特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる。
また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち上記特定株主グループに属する者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合（但し、かかる当社取締役会の認定にあたり、当社は、本8.②前段に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。）には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。
- ③ 取得条項の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以上

当社の大株主の状況

2016年3月31日現在の当社大株主の状況は次のとおりです。

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株式会社ウチヤマ・インターナショナル	8,399	10.36
株式会社りそな銀行	4,051	5.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,906	4.82
CGMI CUSTOMER ACCOUNT（418）	3,755	4.63
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー レギュラーアカウント	3,279	4.05
ジェーピー モルガン チェース バンク 385632	3,106	3.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	3,090	3.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	3,054	3.77
富士電機株式会社	2,889	3.56
株式会社みずほ銀行	1,989	2.45

(注) 1. 持株比率は、自己株式12,706,682株を控除して計算しています。

2. 次の法人から金融商品取引法に基づく大量保有（変更）報告書の提出があり、次のとおり株式を保有している旨報告がなされていますが、当期末現在における実質所有株式数の確認ができないため上記大株主の状況には含めていません。

保 有 者	保有株券等の数 および保有割合	報 告 日
キャピタル・インターナショナル株式会社他3社（※）	6,024千株 6.42%	2016年2月22日
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	5,904千株 6.30%	2014年11月4日
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	4,839千株 5.16%	2012年4月18日
リバーバンク・ホールディングス・エルエルシー	3,768千株 4.02%	2016年3月24日

(※) 2016年5月11日付けでキャピタル・インターナショナル・リミテッド他3社から提出がなされました大量保有（変更）報告書による同社およびその共同保有者の保有株券等の数および保有割合は、同年4月29日現在において5,054千株 5.39%であります。

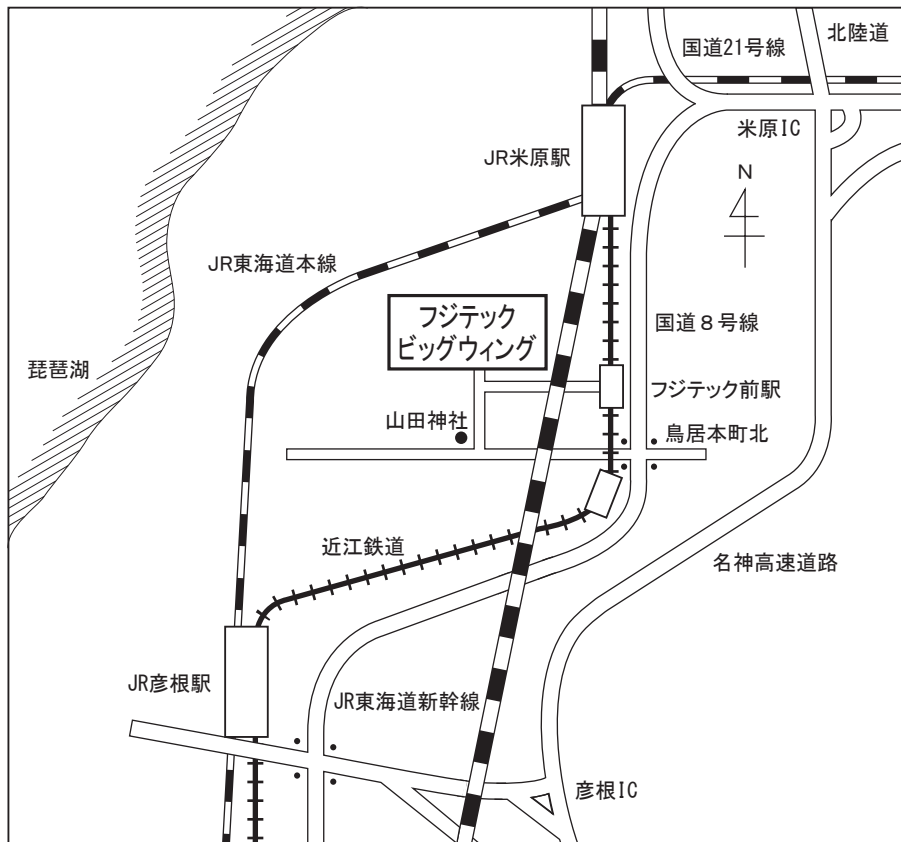
以上

独立委員会の規定の概要

- ・独立委員会は、当社取締役会の決議により設置する。
- ・独立委員会の委員は3名以上とし、公平で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役および社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。
- ・独立委員会は、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由および根拠を付して、当社取締役会に対し勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・独立委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士、公認会計士、その他の外部専門家に対し、当社の費用負担により助言を得ることができる。
- ・独立委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以上

株主総会会場ご案内図



JR米原駅より車で10分

JR彦根駅より車で15分

近江鉄道フジテック前駅より徒歩で7分

名神高速道路彦根ICより車で15分

JR米原駅・JR彦根駅から送迎バスのご案内

- 乗車場所 JR米原駅東口 ロータリー
JR彦根駅東出口 ロータリー
- 発車時刻 9:00 9:30

お帰りは、ビッグウイングからJR米原駅またはJR彦根駅までお送りいたします。

(第69期定時株主総会招集ご通知添付書類)

第 69 期 報 告 書

(2015 年 4 月 1 日 から)
(2016 年 3 月 31 日 まで)

事 業 報 告
連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
会 計 監 査 人 の 監 査 報 告 書 謄 本
監 査 役 会 の 監 査 報 告 書 謄 本

フジテック株式会社

事業報告

(2015年4月1日から
2016年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

① 経営環境と事業展開

当連結会計年度の世界経済は、中国の景気は減速基調が強まり、その他のアジア地域でも輸出の停滞から成長のペースは鈍化しました。一方、北米では総じて景気が拡大し、欧州でも英国を中心に景気は緩やかに回復しました。日本の景気は、企業収益や雇用情勢の改善などにより、回復基調が続きました。

昇降機業界におきましては、中国では、不動産投資の減速が続く厳しい市場環境の中、需要は減少しました。その他のアジア地域も需要は停滞しましたが、北米では堅調に推移しました。日本では、建築コストの上昇から、新規着工を手控える動きが強まりましたが、首都圏ではオフィスビルを中心とした大型複合施設の開発計画が進みました。

このような情勢のもと、当連結会計年度の国内新設事業は、エスカレータの販売は店舗向けなどで減少しましたが、首都圏を中心にオフィスビルやマンション向けのエレベータ販売が順調に増加しました。既設エレベータの安全性・快適性を高めるモダン化事業は、主力商品の「制御盤交換パッケージ」や「安全向上パッケージ」の販売が堅調に推移したものの、需要の一巡もあり受注が減少しました。以上の結果、国内受注高は680億3百万円（前期比0.8%減）となりました。

海外市場においては、主に北米での増加や円安の効果により、海外受注高は1,232億79百万円（同11.8%増）となりました。なお、海外受注高は為替変動による影響を除くと、実質0.1%減となっています。

以上の結果、受注高合計は、1,912億82百万円（同7.0%増）となりました。

売上高は、国内売上高603億81百万円（前期比1.8%減）、海外売上高1,167億47百万円（同12.5%増）となり、合計で1,771億28百万円（同7.2%増）となりました。また、海外売上高は為替変動による影響を除くと、実質0.7%増となっています。

受注残高は、国内受注残高554億75百万円（前連結会計年度末比16.1%増）、海外受注残高1,398億63百万円（同17.6%増）となり、合計で1,953億39百万円（同17.1%増）となりました。なお、海外受注残高は為替変動による影響を除くと、実質4.8%増となっています。

損益面では、営業利益は主に北米の採算改善により144億49百万円（前期比7.1%増）、経常利益は年度末の円高により為替差損が発生する一方で、金融収支の増加により151億62百万円（同2.3%増）となりました。税金等調整前当期純利益は150億36百万円（同1.6%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は88億7百万円（同5.4%増）となりました。

商品開発では、当社グループ間でエレベータ主要機器の共通化を推進し、各地域に展開しています。日本では、標準型エレベータ「エクシオール」に加えて、大容量タイプやオーダータイプのエレベータに、共通化された巻上機を搭載しています。また、高速機種向けの巻上機の開発、グローバル市場への展開を進めています。

モダンゼーション事業では、「制御盤交換パッケージ」の適用機種を順次拡大し、商品ラインアップの充実を図りました。また、グローバル市場での同事業拡大に向けて、主要機器を共通化した制御盤や汎用性の高い機器などの開発を進めています。

企業集団の部門別、受注・売上高状況

(受注高)

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度（第69期）	前連結会計年度（第68期）
	(2015年4月から 2016年3月まで)	(2014年4月から 2015年3月まで)
昇降機・電気輸送機事業	191,282	178,823

(売上高)

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度（第69期）	前連結会計年度（第68期）
	(2015年4月から 2016年3月まで)	(2014年4月から 2015年3月まで)
昇降機・電気輸送機事業	177,128	165,297

(受注残高)

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度（第69期）	前連結会計年度（第68期）
	(2016年3月末現在)	(2015年3月末現在)
昇降機・電気輸送機事業	195,339	166,745

(注) 当社は、単一の「昇降機・電気輸送機事業」を構成し、複数の事業に区分していません。

企業集団の国内・海外別、受注・売上高状況

(受注高)

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度（第69期）		前連結会計年度（第68期）	
	(2015年4月から 2016年3月まで)	構 成 比	(2014年4月から 2015年3月まで)	構 成 比
国 内	68,003	35.6%	68,520	38.3%
海 外	123,279	64.4	110,303	61.7
合 計	191,282	100.0	178,823	100.0

(売上高)

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度（第69期）		前連結会計年度（第68期）	
	(2015年4月から 2016年3月まで)	構 成 比	(2014年4月から 2015年3月まで)	構 成 比
国 内	60,381	34.1%	61,508	37.2%
海 外	116,747	65.9	103,789	62.8
合 計	177,128	100.0	165,297	100.0

(受注残高)

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度（第69期）		前連結会計年度（第68期）	
	(2016年3月末現在)	構 成 比	(2015年3月末現在)	構 成 比
国 内	55,475	28.4%	47,779	28.7%
海 外	139,863	71.6	118,966	71.3
合 計	195,339	100.0	166,745	100.0

(主な受注物件)

所在地	納入先	概要
米国・ペンシルベニア州	CHOP スクールキル・アベニュー・プロジェクト	フィラデルフィア市の病院施設向けエレベータ13台
シンガポール	ラッフルズ・ホスピタル	病院施設向けエレベータ・エスカレータ 計17台
マレーシア・セランゴール州	ディ・サラ・セントラル	商業施設・オフィス・住宅から成る複合施設向けエレベータ・エスカレータ 計38台
韓国・ソウル特別市	ロッテモール 恩平ニュータウン店	ソウルの大型商業施設向け エスカレータ・オートウオーク 計64台
中国・貴州省	貴州省人民大会堂 配套五星級酒店及综合楼	貴陽市のオフィス・ホテルから成る複合施設向け エレベータ・エスカレータ 計54台
中国・浙江省	義烏世貿中心	義烏市のオフィス・ホテルから成る高層ビル向け エレベータ22台
東京都	クロスガーデン調布	商業施設向けエレベータ・エスカレータ 計23台
大阪市	北浜ザ・タワー	高層住宅向けエレベータ

(主な完成物件)

所在地	納入先	概要
米国・ニューヨーク州	スカイ	超高層住宅向けにエレベータ12台を納入
インドネシア・中部ジャワ州	スマラン・タウン・スクエア	スマラン市の大型商業施設向けに エレベータ・エスカレータ 計28台を納入
香港	ウルティマ	九龍地区の大規模住宅向けにエレベータ44台を納入
台湾・台中市	豊邑A8市政核心	大型オフィスビル向けにエレベータ17台を納入
中国・河南省	達碼格利国際購物中心	洛陽市の大型商業施設向けに エレベータ・エスカレータ 計72台を納入
中国・広東省	南海天安中心	仏山市の大型オフィスビル向けに エレベータ11台を納入
東京都	東急プラザ銀座	数寄屋橋交差点に面した大型商業施設向けに エレベータ・エスカレータ 計55台を納入
東京都	京成押上ビル	京成電鉄日本社跡地に建つ商業施設・ホテルから 成る複合ビル向けにエレベータ・エスカレータ 計16台を納入
大阪府吹田市	EXPOCITY (エキスポシティ)	エキスポランド跡地の大型複合施設向けに エレベータ・エスカレータ 計81台を納入

②企業集団の所在地別セグメント情報

当連結会計年度の所在地別セグメントの業績は、次のとおりです。

(単位：百万円)

	売 上 高			営 業 利 益		
	当連結会計年度	前連結会計年度	前期比(%)	当連結会計年度	前連結会計年度	増 減 額
日 本	65,001	65,514	△0.8	5,199	5,149	50
北 米	22,360	17,735	26.1	137	△582	719
欧 州	508	601	△15.5	△43	△1	△41
南アジア	17,075	15,499	10.2	1,626	1,558	68
東アジア	84,606	76,240	11.0	7,500	7,328	172
小 計	189,552	175,591	8.0	14,421	13,453	968
調 整 額	△12,423	△10,294	—	28	35	△6
合 計	177,128	165,297	7.2	14,449	13,488	961

(日本)

売上高は、工期の延伸などで新設工事が減少しましたが、サービス事業は堅調に推移し、650億1百万円（前期比0.8%減）となりました。営業利益は、新設工事の採算改善や保守売上の増加などで、輸入コストや据付コストの上昇をカバーして、51億99百万円（同50百万円増）となりました。

(北米)

売上高は、新設工事やサービス事業が増加し、223億60百万円（前期比26.1%増）となりました。営業損益は、据付コストの低減やサービス事業の採算向上で、1億37百万円の営業利益（前期 営業損失5億82百万円）となりました。なお、為替変動による影響を除いた売上高は、実質14.0%増となりました。

(欧州)

売上高は、エスカレータ販売の減少により、5億8百万円（前期比15.5%減）となり、43百万円の営業損失（前期 営業損失1百万円）となりました。

(南アジア)

売上高は、新設工事およびサービス事業の増加により、170億75百万円（前期比10.2%増）、営業利益は、16億26百万円（同68百万円増）となりました。なお、為替変動による影響を除いた売上高は、実質3.7%増となりました。

(東アジア)

売上高は、香港での増加や円安の効果により、846億6百万円（前期比11.0%増）となりましたが、為替変動による影響を除くと、中国での工期延伸による減少で実質2.1%減となりました。営業利益は、75億円（同1億72百万円増）となりました。

(2) 設備投資および資金調達の状況

当社グループは、当連結会計年度において、総額41億38百万円の設備投資を実施しました。このうち、当社において13億40百万円の設備投資を実施し、また、連結子会社では27億97百万円の設備投資を行いました。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、2016年度を初年度とする3カ年の中期経営計画“**No Limits! Push Forward Together!**”をスタートしました。中期経営計画では、企業価値の持続的成長を実現するために、グローバル市場を活躍の場として、お客様の信頼に応える安全・安心な商品を提供します。具体的な行動ビジョンは次の4つです。

- 地域戦略 : 市場ニーズを捉えたシェアアップ
- 商品・技術戦略 : 商品統一による市場競争力の強化
- オペレーション戦略 : 全社調達革新とグローバル設計ネットワークの構築
- コーポレート戦略 : 経営品質の向上

地域戦略では、東アジアは、世界最大の市場である中国において、販売ネットワークと商品開発力・コスト競争力の強化によるシェアの拡大を図ります。成熟市場である香港、台湾、韓国は、モダンゼーション事業に注力します。また中国からエレベータ・エスカレータの標準機種、韓国からエレベータのオーダー機種、台湾からモダンゼーション機器をグローバルに供給するサプライチェーンを確立します。北米・欧州は、モダンゼーション事業を中心にアフターマーケットの基盤を強化することで収益の安定化を図ります。南アジアは、成長が見込まれるインドとアセアン地域に経営資源を投入します。インドにおけるエレベータの生産能力を更に高め、メコン地域を中心としたマーケットにも対応した商品開発力・商品供給力を高め、プレゼンスの向上を図ります。日本は、新設事業で原価低減により収益力を高めると共に、マーケット・シェアの向上を目指します。アフターマーケットでは、引き続きモダンゼーション事業に注力し、保守契約数の拡大により収益基盤を強化します。

商品・技術戦略では、エレベータ・エスカレータ・モダンゼーションの商品それぞれにおいて、日本を含むグローバル生産拠点間で商品を統一し、市場競争力を高めます。また商品ラインアップを支える機器・技術の開発や将来を見据えた研究開発の実践により、価格競争力の向上や新たな商品価値の創造を行ないます。

オペレーション戦略では、グループでの一括購買による全社調達革新を推進し、購買価格と物流コストの低減に取り組みます。またグローバル設計ネットワークを構築し、グループ内の設計リソースを最大限に活用します。併せてエスカレータ事業は、中国と日本の生産拠点の再編を実施します。グローバルモダンゼーション事業の推進にも取り組みます。

コーポレート戦略では、コーポレートガバナンス基本方針に基づき、高い倫理観、透明性を備えたガバナンス体制を構築すると共に、内部統制システムおよびリスクマネジメントシステムの強化に取り組みます。また最新のIT技術を活用することでグローバル管理体制を強化し、グループのITインフラの整備を進めます。グローバル人材の育成においては、世界各地の従業員が価値観を共有し、お客さまと社会に貢献できるよう、また人材の専門性・多様性も尊重しながら、育成プログラムの充実に取り組みます。安全と品質への取り組みにおいては、エレベータ・エスカレータの据付、メンテナンス等フィールド技術の更なる向上により安全確保を徹底すると共に、グローバルベースでの商品の品質保証体制の適応を図ります。

株主の皆様におかれましては、今後とも、なお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	年 度	第66期	第67期	第68期	第69期
		(2012年4月から 2013年3月まで)	(2013年4月から 2014年3月まで)	(2014年4月から 2015年3月まで)	(当連結会計年度) (2015年4月から 2016年3月まで)
受 注 高 (百万円)		127,910	165,789	178,823	191,282
売 上 高 (百万円)		117,468	147,054	165,297	177,128
経 常 利 益 (百万円)		10,066	14,187	14,826	15,162
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)		5,507	7,664	8,356	8,807
1株当たり当期純利益 (円)		58.87	82.32	90.84	109.36
総 資 産 (百万円)		122,643	154,265	179,856	171,872
純 資 産 (百万円)		78,272	93,501	104,620	100,406
1株当たり純資産額 (円)		768.64	912.40	1,074.82	1,102.66

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数により算出しています。また、期中平均株式数については、自己株式数を控除した株式数を用いています。なお、第67期、第68期ならびに第69期の自己株式数には従業員持株会支援信託E S O Pとして保有する株式を含めています。

2. 各連結会計年度の主な変動要因は次のとおりです。

第66期…売上高は国内売上高が前期比3.9%の増加、海外売上高が18.5%増加した結果、前期に比べ11.8%の増収となりました。

利益面につきましては、日本や東アジアでの増益および北米での損益改善により、前期に比べ大幅増となりました。

第67期…売上高は国内売上高が前期比17.1%の増加、海外売上高が31.1%増加した結果、前期に比べ25.2%の増収となりました。

利益面につきましては、日本や東アジアでの増益、金融収支の増加、為替差益および受取賃貸料の計上により、前期に比べ大幅増となりました。

第68期…売上高は国内売上高が前期比5.4%の増加、海外売上高が17.0%増加した結果、前期に比べ12.4%の増収となりました。

利益面につきましては、日本や東アジアでの増益、金融収支の増加、前期に計上した特別損失の減少により、前期に比べ増益となりました。

第69期…前記の「(1) 事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
フジテック アメリカ INC.	15,000千米ドル	100.00%	昇降機等の製造、販売、据付、保守、修理
フジテック カナダ INC.	18,000千カナダドル	100.00%	昇降機等の販売、据付、保守、修理
フジテック (HK) CO., LTD.	24,300千ホンコンドル	100.00%	昇降機等の製造、販売、据付、保守、修理
華昇富士達電梯有限公司	262,986千人民币元	60.00%	〃
上海華昇富士達扶梯有限公司	119,443千人民币元	60.00%	〃
富士達電梯配件（上海）有限公司	389,124千人民币元	100.00%	昇降機等の機器の製造
富士達股份有限公司	75,000千ニュータイワンドル	73.33%	昇降機等の製造、販売、据付、保守、修理
フジテック コリア CO., LTD.	27,220,000千ウォン	100.00%	〃
フジテック シンガポール CORPN. LTD.	5,290千シンガポールドル	83.47%	昇降機等の販売、据付、保守、修理
フジテック ドイツ GmbH	409千ユーロ	100.00%	〃
フジテック UK LTD.	7,350千スターリングポンド	100.00%	〃

(6) 主要な事業内容

当社グループは、当社および関係会社34社（うち、連結子会社19社）により構成され、エレベータ、エスカレータならびに動く歩道の専門メーカーとして製造、販売、据付、保守、修理の一貫した事業をグローバルに展開しています。

日本国内では当社が2つの生産拠点を有し、また、グローバル市場ではグループ法人等が北米、東アジア、南アジアに8の生産拠点を有し、エレベータ、エスカレータ等を生産しています。また、日本および海外全グループ法人等の営業拠点において、これら製品の販売、据付、保守、修理の事業活動を営んでいます。

(7) 主要な営業所および工場

当 社	本 社	滋賀県彦根市宮田町591番地 1
	東 京 本 社	東京都港区三田三丁目 9 番 6 号
	営 業 拠 点	首都圏統括本部（東京都港区） 近畿統括本部（大阪府茨木市） 北海道支店（札幌市）、東北支店（仙台市）、北関東支店（さいたま市）、 東関東支店（千葉市）、横浜支店（横浜市）、静岡支店（静岡市）、 名古屋支店（名古屋市）、京滋支店（京都市）、神戸支店（神戸市）、 広島支店（広島市）、四国支店（高松市）、九州支店（福岡市） 他全国営業所
	生 産 拠 点	ビッグウィング製作所（滋賀県彦根市） ビッグステップ製作所（兵庫県豊岡市）
	研究開発拠点等	商品開発センター（滋賀県彦根市） 人材開発センター（大阪府茨木市）
子 会 社	海外生産拠点	フジテック アメリカ INC.（米国） フジテック インディア PRIVATE LTD.（インド） フジテック（HK）CO.,LTD.（香港） 富士達股份有限公司（台湾） フジテック コリア CO.,LTD.（韓国） 華昇富士達電梯有限公司（中国） 上海華昇富士達扶梯有限公司（中国） 富士達電梯配件（上海）有限公司（中国）
	海外営業拠点	フジテック シンガポール CORPN.LTD.（シンガポール） フジテック カナダ INC.（カナダ） フジテック UK LTD.（英国） フジテック ドイツ GmbH（ドイツ）他18拠点
	研究開発拠点	上海富士達電梯研発有限公司（中国）

(8) 従業員の状況

①企業集団の状況

従業員数	前期末比
9,486名	429名増

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時従業員を含んでおりません。

②当社の状況

従業員数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
2,824名	66名増	41.2才	18.9年

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時従業員を含んでおりません。

(9) 主要な借入先の状況

借入先	借入残高
株式会社りそな銀行	4,077 百万円

(注) 株式会社りそな銀行からの借入残高には、従業員持株会支援信託E S O Pによる借入金が含まれています。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数……………300,000,000株
 (2) 発行済株式の総数（自己株式12,706,682株を除く）……………81,060,635株
 (3) 株主数……………4,296名
 (4) 大株主（上位10位）

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株式会社ウチヤマ・インターナショナル	8,399	10.36
株式会社りそな銀行	4,051	5.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,906	4.82
CGMI CUSTOMER ACCOUNT（418）	3,755	4.63
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー レギュラーアカウント	3,279	4.05
ジェーピー モルガン チェース バンク 385632	3,106	3.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	3,090	3.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	3,054	3.77
富士電機株式会社	2,889	3.56
株式会社みずほ銀行	1,989	2.45

- (注) 1. 当社は、自己株式12,706,682株を保有していますが、上記大株主から除いています。また、上表の「持株比率」は、自己株式を除く発行済株式の総数に対する持株数の割合を記載しています。
 2. 次のとおり金融商品取引法に基づく大量保有（変更）報告書の提出による株式保有の報告がなされていますが、当期末現在における実質所有株式数を確認することができないため、上表に記載していません。

保 有 者	保有株券等の数 および保有割合	報 告 日
キャピタル・インターナショナル株式会社他3社（※）	6,024千株 6.42%	2016年2月22日
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	5,904千株 6.30%	2014年11月4日
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	4,839千株 5.16%	2012年4月18日
リバーバンク・ホールディングス・エルエルシー	3,768千株 4.02%	2016年3月24日

- (※) 2016年5月11日付けでキャピタル・インターナショナル・リミテッド他3社から提出がなされました大量保有（変更）報告書による同社およびその共同保有者の保有株券等の数および保有割合は、同年4月29日現在において5,054千株 5.39%であります。

3. 新株予約権等に関する事項

職務執行の対価として当社役員に交付された当事業年度末日における新株予約権等の内容の概要

名称 (発行決議の日)	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類および数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権の行使期間	新株予約権の主な行使条件	保有人数 当社取締役 (社外取締役を除く)
第1回新株予約権 (2013.11.8)	36個	当社普通株式 36,000株	1株当たり 1,016円	1株当たり 1円	2013.11.26 ～ 2043.11.25	(注)	4名
第2回新株予約権 (2014.8.7)	24個	当社普通株式 24,000株	1株当たり 815円	1株当たり 1円	2014.8.26 ～ 2044.8.25	(注)	4名
第3回新株予約権 (2015.8.7)	7個	当社普通株式 7,000株	1株当たり 696円	1株当たり 1円	2015.8.26 ～ 2045.8.25	(注)	4名

- (注) 1. 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から7年間に限り、新株予約権を行使することができます。
2. その他権利行使の条件および細目については、新株予約権割当契約に定めるところによります。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	内 山 高 一	グローバル事業本部長兼グローバルオペレーション本部長 株式会社ウチヤマ・インターナショナル 代表取締役社長
代表取締役副社長	関 口 岩 太 郎	国内事業本部長
取 締 役	Narayanapillai Sugumaran (ナラヤナピレール・スグマラン)	グローバル事業本部副事業本部長兼南アジア担当兼フジテックシンガポールCORPN. LTD. 取締役社長
取 締 役	岡 田 隆 夫	グローバル事業本部グローバルオペレーション本部副本部長兼中国担当兼グローバルモダニ事業推進センター長兼国内事業本部副事業本部長
取 締 役	重 兼 壽 夫	富士電機株式会社 特別顧問 月島機械株式会社 社外取締役
取 締 役	花 川 泰 雄	
取 締 役	佐 伯 照 道	北浜法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士 岩井コスモホールディングス株式会社 社外取締役 ワタベウェディング株式会社 社外監査役 東洋ゴム工業株式会社 社外監査役
常 勤 監 査 役	野 木 正 彦	
常 勤 監 査 役	石 川 賢 一	
監 査 役	北 川 由 雄	
監 査 役	中 野 正 信	中野正信公認会計士事務所 所長 税理士法人T A S 代表社員 エスフーズ株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役 重兼壽夫、花川泰雄、佐伯照道の各氏は、会社法に定める社外取締役であり、また、監査役 石川賢一、中野正信の各氏は、会社法に定める社外監査役であります。なお、花川泰雄、佐伯照道、中野正信の各氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員(※)として指定し、同取引所に届け出ています。
2. 取締役 重兼壽夫氏は、当社の株主である富士電機株式会社の特別顧問であり、同社は当社株式2,889千株(議決権所有割合3.57%)を所有し、当社は当社株式1,570千株(同0.22%)を所有しています。また、同社および同社の子会社と当社との間には、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等受注および資材購入の取引関係があり、当社第69期事業年度における同社および同社の子会社向け売上高は110万円であり、同社および同社の子会社からの仕入高は1,254百万円であります。これらの取引状況等に鑑み、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の指定、届出を行っていません。なお、同氏は、当社取引先である月島機械株式会社の社外取締役であり、同社と当社との間には、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等受注の取引関係があり、当社第69期事業年度における同社向け売上高は1百万円であります。
3. 取締役 花川泰雄氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 取締役 佐伯照道氏は北浜法律事務所・外国法共同事業のパートナー弁護士であり、当社は同事務所に個別事案の法律事務等を委託していますが、当社第69期事業年度における同事務所に対する支払報酬の総額は1百万円であります。
5. 監査役 石川賢一氏は、当社の株主、金融取引先である株式会社りそな銀行に勤務され、2014年6月23日に同行を退行されておりますが、同行は当社株式4,051千株を所有し、当社は株式会社りそなホールディングス株式258千株を所有しています。また、同ホールディングスの子会社と当社との間には、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等受注および借入の取引関係があり、当社第69期事業年度における同ホールディングスの子会社向け売上高は38百万円であり、同事業年度末における同ホールディングスの子会社からの借入残高は4,077百万円であります。
6. 監査役 野木正彦氏は、長年にわたり当社取締役等の経験を重ね、会計を含む企業経営全般における相当程度の知見を有しています。
7. 監査役 北川由雄氏は、長年にわたり当社取締役等の経験を重ね、会計を含む企業経営全般における相当程度の知見を有しています。
8. 監査役 石川賢一氏は、長年にわたり金融機関の要職に携われ、培われた財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
9. 監査役 中野正信氏は、公認会計士および税理士の資格を有し、会計および税務に関する相当程度の知見を有しています。
10. 当事業年度末日後における取締役の異動

氏名	異動後	異動前	異動年月日
内山高一	グローバル事業本部長兼東アジア担当	グローバル事業本部長兼グローバルオペレーション本部長	2016年4月1日
関口岩太郎	国内事業本部長兼生産本部長	国内事業本部長	
Narayanapillai Sugumarani (ナヤナピラー・スグマラン)	南アジア担当兼フジテックシンガポールCORPN. LTD. 取締役社長	グローバル事業本部副事業本部長兼南アジア担当兼フジテックシンガポールCORPN. LTD. 取締役社長	
岡田隆夫	グローバル事業本部副事業本部長兼グローバルオペレーション本部長兼中国担当兼富士達電梯配件(上海)有限公司総経理兼国内事業本部副事業本部長兼資材本部長	グローバル事業本部グローバルオペレーション本部副本部長兼中国担当兼グローバルモダン事業推進センター長兼国内事業本部副事業本部長	

(※独立役員選任基準)

当社は、取締役会において独立役員に説明のうえ、その了解、推薦または同意をもって、次のいずれの事項にも該当しない人物を独立役員とし、あるいは、次の(a)から(h)までの事項のいずれかに該当する人物といえども、その人格、識見等に照らして独立役員にふさわしいと判断する理由があるときは、取締役会の決議をもって、その理由を対外的に説明することを条件に、当該人物を独立役員とします。

- (a) 当社または当社子会社の業務執行取締役、執行役員もしくは支配人その他の使用人（あるいは、過去10年間に同役職に就いていた者）
- (b) ①議決権所有割合10%以上の株主または当該株主が法人である場合には当該株主またはその親会社もしくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人（あるいは、過去最近5年間に同役職に就いていた者）
②当社が議決権所有割合10%以上の株主である会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人
- (c) ①当社の取引において、当社の現事業年度の1年間当たり、当社の連結総売上高の2%以上の当社に対する支払いがある取引先（あるいは、当社の過去最近3事業年度の各1年間当たり、同等以上の当該支払いがあった相手先）
②当社または当社子会社との取引において、相手方の現事業年度の1年間当たり、当該相手先の連結総売上高の2%以上の当社または当社子会社からの支払いがある取引先（あるいは、当該相手先の過去最近3事業年度の各1年間当たり、同等以上の当該支払いがあった相手先）
③上記①または②の取引の相手方が会社である場合における当該会社またはその親会社もしくは重要な子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員もしくは支配人その他の使用人
- (d) 当社または当社の子会社から、過去3年間の平均で年間1,000万円または当該組織の年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付または助成を受けている公益財団法人、公益社団法人、非営利法人その他の組織における業務執行に当たる理事、役員、社員または使用人
- (e) 当社または当社の子会社から常勤または非常勤の取締役を受け入れている会社またはその子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役または執行役員
- (f) 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者またはその親会社もしくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人（あるいは、過去最近3年間に同役職に就いていた者）
- (g) ①当社または当社の子会社の会計監査人または会計参与である公認会計士、税理士、監査法人または税理士法人の社員、パートナーまたは従業員（あるいは、過去の最近3年間に、当該社員等であって監査業務を[補助的関与でなく]実際に担当していた者）
②上記①に該当しない弁護士、公認会計士、税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社または当社の子会社から、過去最近3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者）
③上記①または②に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザー・ファームであって、当社またはその子会社から過去3年間の平均で、その総売上高の2%以上の支払いを受けたファームの社員、パートナー、アソシエイトまたは従業員である者
- (h) 上記(a)から(g)までのいずれかに該当する者の配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族、または、上記(a)から(g)までのいずれかに該当する者が配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族である者
- (i) 当社の一般株主全体との間で上記(a)から(h)までで考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者

(2) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

地 位	氏 名	兼 職 状 況
社外取締役	重 兼 壽 夫	富士電機株式会社 特別顧問 月島機械株式会社 社外取締役
	佐 伯 照 道	北浜法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士 岩井コスモホールディングス株式会社 社外取締役 ワタベウェディング株式会社 社外監査役 東洋ゴム工業株式会社 社外監査役
社外監査役	中 野 正 信	中野正信公認会計士事務所 所長 税理士法人T A S 代表社員 エスフーズ株式会社 社外監査役

②会社または会社の特定関係事業者との関係

当社の知る限り、社外役員は、当社または会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）の配偶者およびその三親等以内の親族であったことはありません。

③当該事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況
社外取締役	重 兼 壽 夫	当事業年度中に開催の取締役会7回の全てに出席し、主に経営全般にわたり議案・審議等につき発言を適宜行っています。
	花 川 泰 雄	当事業年度中に開催の取締役会7回のうち6回に出席し、主に経営全般にわたり議案・審議等につき発言を適宜行っています。
	佐 伯 照 道	当事業年度中に開催の取締役会7回のうち6回に出席し、主に経営全般にわたり議案・審議等につき発言を適宜行っています。
社外監査役	石 川 賢 一	当事業年度中に開催の取締役会7回および監査役会8回の全てに出席し、財務、会計に関する経験と知識に基づき発言を行っています。
	中 野 正 信	当事業年度中に開催の取締役会7回および監査役会8回の全てに出席し、公認会計士および税理士としての専門的な見地から発言を行っています。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

①役員報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬等については、株主総会で決議した報酬等の限度額の範囲内において、取締役会の決議をもって定める報酬基準に基づき決定しています。なお、各取締役の報酬の額については、当該基準に基づき、取締役会が選任する代表取締役社長を除く取締役等若干名で構成される委員会に諮問のうえ、業績、他社水準、従業員給与等を考慮して決定し、また、業績向上と拡大に向けた取締役の経営意識の徹底と業務遂行意欲の向上を促すために、その報酬の一部を役員持株会に拠出することとしています。

監査役の報酬等については、株主総会で決議した報酬等の限度額の範囲内において、常勤・非常勤の別、監査業務の分担等の状況等を考慮して、監査役の協議をもって決定しています。

②当連結会計年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	基本報酬	賞 与	ストックオプション	合 計
	名	百万円	百万円	百万円	百万円
取 締 役 (うち社外取締役)	7 (3)	155 (12)	95 (13)	4 (—)	255 (25)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (2)	44 (19)	— (—)	— (—)	44 (19)
合 計	11	199	95	4	299

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでいません。
 2. 取締役および監査役の報酬限度額は、2007年6月27日開催の第60期定時株主総会において取締役、年額500百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)監査役、年額60百万円以内と決議されています。
 3. 当社は、2007年6月27日開催の第60期定時株主総会の終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しています。
 4. 賞与の額は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額です。
 5. スtockオプションの額は、2013年6月25日開催の第66期定時株主総会決議に基づき取締役に発行した株式報酬として第3回新株予約権の当事業年度における費用計上額を記載しています。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当連結会計年度に係る報酬等の額	28百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人及び社内関係部署より必要な資料の提出、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況の相当性、報酬見積りの算定根拠などを確認し、検討した結果、適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法における監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しています。
 3. 当社の重要な子会社であるフジテック (HK) CO., LTD. 他10社は、当社の会計監査人以外の公認会計士(または監査法人)の監査を受けています。
 4. 当社連結子会社であるフジテック シンガポールCORPN. LTD. の子会社4社は、当社の監査公認会計士と同一のネットワークに属しているグラント・ソントンに対して、監査証明業務に基づく報酬5百万円、非監査業務に基づく報酬0百万円を支払っています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当したときは、監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は取締役会において、次のとおり「内部統制基本方針」を決議し、この方針に基づき、業務の適正を確保するための体制を整備しています。

(1) 当社取締役および使用人並びに当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 「経営理念」、「経営人事理念」および「企業行動規範」を定め、これらを当社および当社子会社に周知し、当社グループ経営、業務の健全性を高める。
- ② 当社取締役および執行役員並びに当社子会社の取締役等は、「経営理念」、「経営人事理念」および「企業行動規範」の遂行、遵守を率先垂範し、また、社会の一員として社会規範・倫理に則って行動して健全な企業文化の維持形成に努める。
- ③ 当社取締役会は、法令、定款に則り会社の重要な業務執行の意思決定を行うほか、当社取締役の職務の執行を監督する。当社取締役会による意思決定に関しては、必要に応じて外部専門家の意見を聴取し、また、社外の監査役および取締役による公正、客観的な助言、意見等を受けて、適正かつ合理的に判断、決定する。
- ④ 当社取締役は、その職務執行に関して、法令および定款への適合性に関して問題があると認めるときは、ただちに当社取締役会に報告する。
- ⑤ 当社は、業務執行部門から独立する部門として「内部監査室」を設置する。同室は、「内部監査基本規程」に基づき、経営目標の効果的な達成のために、当社および当社子会社に対してリスクマネジメント、コントロールおよびガバナンスプロセスの有効性等の検討、評価およびこれによる意見および改善のための助言、勧告ならびに支援を行い、定期的にこれらを当社取締役会に報告する。
- ⑥ 当社グループの全社的なコンプライアンス推進を図るために、「コンプライアンス委員会」を設置し、社員への指導、教育等コンプライアンス・プログラムの策定およびその実施状況を統括する。
- ⑦ 不正・不適切なおそれのある行為等に関し、通常の職制ラインによって通報されにくい社員からの情報を収集、調査のうえ、当該行為等があるときは適切な是正・改善等措置を講じるため、当社子会社の主要拠点をはじめ、グループ全社的な内部通報・相談窓口の設置、活用を促進する。
- ⑧ 当社における反社会勢力による被害を防止するために、不当な要求には一切応じないなどの対応方針を定め、社内への周知徹底を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社取締役の職務執行に関する情報は、文書管理等社内規程に基づき、情報の取扱い、保管方法・期間等を定め、常時、その閲覧に供する。
- ② 情報の適切な取扱い、保管等を推進してその漏洩を予防し、また、その漏洩危機の早期発見を図るために、情報セキュリティポリシーを定め、これをグループ全社的に周知するとともに、当社内に「情報セキュリティ委員会」を設置し、これらの実現に資するための施策を推進する。

(3) 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 当社は、当社および当社子会社におけるリスク管理について定める「リスクマネジメント規定」を策定し、グループ全体のリスクを統括的に管理する。
- ② 当社は、社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、当社および当社子会社における損失の危険の早期発見と回避のためのグループ全社的なリスクマネジメントを促進する。また、「リスクマネジメント委員会」の諮問機関として「リスクマネジメント運営委員会」を設置し、グループ全社的なリスクマネジメントの実効性を確保するためにその運営に当たる。
- ③ 当社または当社子会社において天災その他の突発的事象による被害のおそれがあると見込まれるときは、「危機管理規定」等社内規程に基づき、特別・臨時に「対策本部」を設置し、被害の予防、回避のために迅速な処置を推進する。

(4) 当社取締役および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、三事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとのグループ全社的な重点経営目標および予算配分等を定める。
- ② 取締役の業務執行権限を執行役員に委譲するとともに、取締役会の決議および社内規程により、その担当職務および責任権限等を明らかにして、適正、効率的な執行役員体制をとる。
- ③ 当社経営上の目標達成に向けて対処すべき重要な課題については、執行役員等が「グローバル経営会議」および「執行役員会議」において情報の共有、伝達等を図るとともに、当該課題に関わる諸施策の検討、審議等を経たうえで、必要に応じて取締役会への報告または議案の上げを行う。
- ④ 社内イントラネット、テレビ会議等の情報通信設備を活用し、取締役の職務上必要な情報の円滑・迅速な伝達、その相互の情報交流ならびに審議の活性化を図る。

(5) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制並びに当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するためのその他の体制

- ① 当社は、当社の定める規程に基づき、子会社から、当該子会社の営業成績、財務状況、人事その他の経営上の重要事項について、定期的に報告を受けるほか、当該子会社において天災その他の突発的事象による被害のおそれがあると見込まれるときは、発生の都度、その状況等の報告を受ける。また、当該報告を踏まえ、当社グループ経営上の目標達成に向けて対処すべき重要な課題があると認められるときは、関係する当社執行役員等が「グローバル経営会議」において、当該課題に関わる諸施策の検討、審議を行い、必要に応じて子会社の業務執行状況のモニタリング、指導および監督を行う。
- ② 子会社の事業等に関して特に必要あるときは、当社取締役・執行役員等の当該子会社への出向、派遣により、その監督または執行に当たる。

- (6) **監査役の職務を補助すべき使用人およびその使用人の取締役からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
監査役の職務を補助すべき使用人は、業務執行部門から独立する部門に当該使用人を専属させ、その職務規定等により監査役の指揮命令に従うものとする。また、当該使用人の人事上の評価、異動および懲戒は、監査役の意見を尊重して、これらを行う。
- (7) **取締役および使用人が監査役に報告するための体制、子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員等の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
① 取締役は、その職務執行において、法令および定款への適合性に関して問題があると認めるときは、ただちにこれを監査役に報告する。
② 監査役は、取締役会に出席するほか、第5項①に掲げる重要な事項、課題に関わる業務の執行状況を把握するために「グローバル経営会議」等会議に出席し、また、稟議書のほか業務執行に関わる重要な文書を閲覧するとともに、取締役、執行役員等にその説明を求めることができる。
③ 監査役は、会計監査人および「内部監査室」から、それぞれの監査の方針および実施状況に関して定期的に説明を受けるとともに情報の交換を行うなどの連携を図る。
④ 「内部監査室」は、監査役に対し、当社および当社子会社におけるコンプライアンス、リスク管理、内部通報・相談等の内部監査等の状況について、定期的または適時に報告する。
- (8) **監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
当社は、社内規程により、当社監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、当該報告を行った者およびその内容について適正な情報管理を行う。
- (9) **監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**
① 監査役による監査計画の円滑な遂行に資するため、あらかじめ当該計画上の職務に要する費用を見込み、その予算計画を監査役（会）に通知する。
② 監査役がその職務の執行について生ずる会社法第388条各号に掲げる費用または債務に関し、当社に対し、その前払い、支出した費用の償還、または債権者への弁済の請求があったときは、担当部署において審査のうえ、その費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないことが明らかなものを除き、遅滞なく当該請求の費用等を支弁する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前記の方針に則って実施、運用しています。当期における主な取り組みの概要は以下のとおりです。

(1) コンプライアンス体制

「コンプライアンス委員会」は、当社および子会社を含むグループの「経営理念」、「経営人事理念」、「企業行動規範」の実践、遵守の促進活動のための年間計画の策定、実践状況の評価を行うとともに、同委員会のもとに内部通報窓口を社内外に開設のうえ、日本国内外に在籍する役職員からの通報、相談等を受け付けています。また、当社ホームページに掲載の「反社会的勢力に関する基本方針」に則り、反社会的勢力への対処基準等の整備に取り組んでいます。

(2) リスク・情報管理体制

「リスクマネジメント委員会」は、当期中4回の会議を開催し、グループのリスク対策の重点活動年度計画を期初に検討、策定のうえ、その活動状況のモニタリング、期末の評価を行い、また、グループ事業に関わる危機管理規程に基づき、災害等発生時における事業継続計画（BCP）上の予備訓練の促進などに取り組んでいます。また、「情報セキュリティ委員会」においては、セキュリティ・ポリシーに基づくグループ内情報の取り扱い、管理に関わる支援、指導等活動を行っています。

(3) 監査体制

重要な業務執行の状況、会計監査ならびに内部監査の経過等に関し、監査役によるモニタリング充実化のため、グループ主要事業エリアの担当執行役員等が業務実施状況の報告等を行う「グローバル経営会議」に常勤監査役が陪席し、また、監査役、会計監査人および「内部監査室」専属の監査員が参集して各監査状況の説明等を行う「三様監査連絡会」を開催しています。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は1948年に創業以来、エレベータ、エスカレータ、動く歩道の専門メーカーとして、生産、販売、保守の一貫した事業をグローバルに展開しています。

当社グループは世界25の国と地域に10の生産拠点と多数の販売拠点を有し、連結経営時代に即応した全体最適を追求する業務執行体制によって、グローバルな相互連携を図りながら、地域に根ざした経営を展開しています。また、グループ全体として、世界市場の多様なニーズに対応した商品の開発を進める一方、各拠点でコスト、品質面で有利な部品等を相互に供給しあうグローバル生産・調達体制を推進して、商品力の強化に努めています。

「人と技術と商品を大切にして、新しい時代にふさわしい美しい都市機能を、世界の国々で世界の人々と共に創ります」という経営理念の下、持続的な成長と収益によって株主、顧客、ユーザー、取引先、地域住民並びに社員等当社グループすべてのステークホルダーの満足を追求し、高度な研究開発力、生産技術、フィールド技術力を養成し、信頼される高品質な商品を納入するとともに、トータルライフを通じて商品を維持し、グローバルな事業活動によって、世界の国々の産業振興と経済発展に貢献し、世界の人々と文明、文化を相互理解し、共存共栄を図っていくことを目指しています。この理念を、当社グループ一丸となって実現することこそが当社の企業価値の源泉であり、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させることにつながると考えています。

したがって、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に反する当社株式の大規模買付行為を行おうとする特定の者、あるいはグループは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。

(2) 基本方針実現に資する特別な取り組みの概要

① 財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する取り組みの概要

当社グループは、会社の支配に関する基本方針の実現を目指し、2010年4月から進めてきた中期経営計画（One Goal, One Fujitec）に続き、2013年4月から新しい中期経営計画（Grow Together! Yes, Fujitec Can）をスタートさせました。

新中期経営計画では、

- ・グローバル市場において、フルラインプロデューサーとして商品供給力とコスト競争力を高める。
- ・日本を含むアジア地域での生産再編を加速し、グローバルサプライチェーンの改革を実現する。
- ・安全と品質を最優先に、顧客の信頼と期待に応える。
- ・グローバル人材の育成を強化する。

という4つの行動ビジョンを掲げ、企業価値の持続的成長を実現するために、進出する全ての市場においてマーケット・シェアを拡大し、グローバル市場でのプレゼンスを高めることを経営方針の中核としています。

② 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、2013年6月25日開催の当社第66期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」（大規模買付ルール）を更新しています。

この大規模買付ルールの概要は以下のとおりです。

ア. 大規模買付者に対する情報提供の要求と待機期間の設定

大規模買付ルールは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株券等の大規模買付行為が行われる場合に、当社取締役会が大規模買付行為を行おうとする者に対し、(i) 事前に当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii) 当該大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、(iii) 当社取締役会が株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉等を行っていくための手続きを定めるとともに、かかる手続きの趣旨・目的を達成するために、特定の株主グループに対し、大規模買付ルールに定める手続きが完了するまで大規模買付行為に着手することをお待ちいただくことを要請します。

イ. 独立委員会の設置と独立委員会への諮問

大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会の恣意的判断を排するため、社外取締役、社外監査役または、社外の有識者（会社経営者、弁護士、公認会計士および学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置しています。

大規模買付ルールにおいては、事前に定めた客観的発動要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定しております。

また、大規模買付者に対して追加の情報開示を要求する場合、取締役会検討期間の延長を決議する場合、新株引受権の無償割当による対抗措置を採る場合など、大規模買付ルールにかかる重大な判断に際しては、独立委員会に諮問することとし、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重しなければならないこととされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で大規模買付ルールの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

なお、詳細は、インターネット上の当社ウェブサイト

(http://www.fujitec.co.jp/ir/pdf/boueisaku_130510.pdf) に掲載しています。

(3) 具体的な取り組みに対する取締役会の判断およびその判断に係る理由

当社では、以下の理由から、大規模買付ルールが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

i) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

大規模買付ルールは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

また、平成20年6月30日付の企業価値研究会「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を勘案しております。

ii) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

大規模買付ルールは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

大規模買付ルールによって、当社株主および投資家の皆様は、適切な投資判断を行うことができますので、株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

iii) 株主意思を重視するものであること

大規模買付ルールは、2013年6月25日開催の当社第66期定時株主総会において、株主の皆様のご賛同を得て、更新しているものです。また、当社取締役会は、一定の場合に、大規模買付ルールの発動について株主意思確認総会において株主の皆様のご意思を確認することとされています。

さらに、大規模買付ルールには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、且つ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合には、大規模買付ルールはその時点で廃止されることとなります。その意味で、大規模買付ルールの消長およびその内容には、株主の皆様のご意思が反映されることとなっています。

iv) 独立委員会の設置による当社取締役会判断の客観性および合理性の担保

当社は、大規模買付ルールの導入にあたり、発動等の運用に際して当社取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置しました。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外の有識者委員3名により構成されます。

取締役会は独立委員会の判断を最大限尊重しなければならないこととされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で大規模買付ルールの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

v) 合理的な客観的発動要件の設定

大規模買付ルールは、あらかじめ定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

連結貸借対照表

2016年3月31日現在

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	123,304	流動負債	66,981
現金及び預金	43,698	支払手形及び買掛金	14,415
受取手形及び売掛金	52,502	電子記録債務	3,969
商品及び製品	6,251	短期借入金	7,405
仕掛品	6,415	1年内返済予定の長期借入金	556
原材料及び貯蔵品	8,408	未払法人税等	1,776
繰延税金資産	3,110	賞与引当金	3,279
その他	4,575	役員賞与引当金	95
貸倒引当金	△1,658	工事損失引当金	6,762
		完成工事補償引当金	267
		前受金	20,584
		その他	7,867
固定資産	48,567	固定負債	4,484
有形固定資産	33,828	長期借入金	926
建物及び構築物	20,983	繰延税金負債	336
機械装置及び運搬具	3,519	退職給付に係る負債	2,996
工具、器具及び備品	1,936	資産除去債務	21
土地	6,930	長期未払金	191
リース資産	13	その他	12
建設仮勘定	445		
		負債合計	71,465
		純資産の部	
無形固定資産	4,063	株主資本	93,564
のれん	549	資本金	12,533
その他	3,514	資本剰余金	14,566
		利益剰余金	81,822
投資その他の資産	10,674	自己株式	△15,358
投資有価証券	7,596	その他の包括利益累計額	△4,845
長期貸付金	283	その他有価証券評価差額金	1,972
繰延税金資産	38	為替換算調整勘定	△5,364
その他	2,886	退職給付に係る調整累計額	△1,453
貸倒引当金	△129	新株予約権	61
		非支配株主持分	11,626
		純資産合計	100,406
資産合計	171,872	負債・純資産合計	171,872

連結損益計算書

(2015年4月1日から
2016年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		177,128
売上原価		137,879
売上総利益		39,249
販売費及び一般管理費		24,800
営業利益		14,449
営業外収益		
受取利息	990	
受取配当金	282	
受取貸料	194	
雑収入	244	1,711
営業外費用		
支払利息	90	
為替差損	747	
たな卸資産廃棄	95	
雑損失	65	998
経常利益		15,162
特別利益		
固定資産売却益	12	
国庫補助金	23	35
特別損失		
固定資産売却損	3	
固定資産除却損	45	
固定資産圧縮損	23	
退職金特別加算	89	161
税金等調整前当期純利益		15,036
法人税、住民税及び事業税	4,159	
法人税等調整額	84	4,244
当期純利益		10,792
非支配株主に帰属する当期純利益		1,985
親会社株主に帰属する当期純利益		8,807

連結株主資本等変動計算書

(2015年4月1日から
2016年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
当 期 首 残 高	12,533	14,565	75,239	△7,826	94,512
当 期 変 動 額					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		0			0
剰 余 金 の 配 当			△2,266		△2,266
連 結 範 囲 の 変 動			41		41
親会社株主に帰属する当期純利益			8,807		8,807
自 己 株 式 の 取 得				△7,666	△7,666
自 己 株 式 の 処 分				134	134
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	0	6,583	△7,531	△948
当 期 末 残 高	12,533	14,566	81,822	△15,358	93,564

	その他の包括利益累計額				新 株 予 約 権	非支配株主 持 分	純資産 合 計
	そ の 他 有価証券評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	2,435	△3,540	△86	△1,191	56	11,243	104,620
当 期 変 動 額							
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							0
剰 余 金 の 配 当							△2,266
連 結 範 囲 の 変 動							41
親会社株主に帰属する当期純利益							8,807
自 己 株 式 の 取 得							△7,666
自 己 株 式 の 処 分							134
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△463	△1,823	△1,367	△3,654	4	383	△3,265
当 期 変 動 額 合 計	△463	△1,823	△1,367	△3,654	4	383	△4,214
当 期 末 残 高	1,972	△5,364	△1,453	△4,845	61	11,626	100,406

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	19社
主要な連結子会社の名称	フジテック アメリカ INC. (米国) フジテック シンガポール CORPN. LTD. (シンガポール) 華昇富士達電梯有限公司 (中国) フジテック (HK) CO., LTD. (香港)

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社 フジテック アルゼンチーナ S.A. (アルゼンチン)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しています。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数および主要な会社の名称

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

持分法を適用していない非連結子会社（フジテック アルゼンチーナ S.A. 他）は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

非連結子会社株式および関連会社株式…移動平均法による原価基準

その他有価証券

- ・時価のあるもの …… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・時価のないもの …… 移動平均法による原価基準

②デリバティブの評価基準及び評価方法 …… 時価法

③たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として個別法または総平均法による原価基準（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用していますが、一部の在外連結子会社は定額法を採用しています。

ただし、当社では、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物	3～50年
機械装置及び運搬具	2～20年
工具、器具及び備品	2～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ①貸倒引当金 …… 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
- ②賞与引当金 …… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。
- ③役員賞与引当金 …… 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。
- ④工事損失引当金 …… 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における未引渡工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能な工事について、損失見込額を計上しています。
- ⑤完成工事補償引当金 …… 完成工事に係る無償補償費に充てるため、完成工事売上高に対し、将来発生が見込まれる無償補償費の見積額を計上しています。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日は、すべて12月31日であります。なお、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

②重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高および完成工事原価の計上基準

- ・当連結会計年度末までの進捗部分について成果の現実性が認められる工事
 - … 工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
- ・その他の工事 … 工事完成基準

③退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した金額を計上しています。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

・数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しています。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

④重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は当期の損益として処理しています。

在外子会社等の資産および負債は、決算日の直物為替相場により円換算し、収益および費用は期中平均相場により円換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めて計上しています。なお、在外子会社等の決算日から連結決算日までの間に為替相場に重要な変動があった場合には、在外子会社等の貸借対照表項目を連結決算日の為替相場で円貨に換算しています。

⑤消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

⑥のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年間の定額法により償却を行っています。

⑦ヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジによっています。当社の金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しています。一部の連結子会社の為替予約取引については、ヘッジ会計を適用しておりません。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
金利スワップ	借入金
為替予約	預金

・ヘッジ方針

デリバティブ取引に関して、リスクヘッジを目的とする取引を各社財務部門にて行っており、ヘッジ対象に係る金利変動リスクおよび為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。

・ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しています。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しています。

会計方針の変更

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及
び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」とい
う。)等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額
を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更
いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定によ
る取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更いた
します。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行ってあり
ます。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及
び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から
将来にわたって適用しております。

この結果による当連結会計年度の損益および当連結会計年度末の資本剰余金に与える影響は軽微であります。

追加情報

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行って
います。

(1) 取引の概要

当社は「フジテック社員持株会」(以下「当社持株会」という。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足
する者を受益者とする信託を、2013年9月25日に設定しました。当該信託は2013年9月から6年間にわたり
当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間中に取得し、その後、当該信託は
当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用を除く。)により、純資産の部に自己株式と
して計上しています。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額および株式数は649百万円、601千株で
す。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額 当連結会計年度 573百万円

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

担保に供している資産および担保付債務は次のとおりです。

建物及び構築物	1,894百万円
機械装置及び運搬具	6百万円
土地	259百万円
計	2,161百万円

上記に対応する債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 25,531百万円

3. 保証債務

他の会社の金融機関からの借入等に対し、債務保証を行っています。

(借入金保証)

フジテック アルゼンチーナ S.A. 30百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類および総数

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数（千株）	当連結会計年度 増加株式数（千株）	当連結会計年度 減少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
普通株式	93,767	—	—	93,767

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2015年6月23日 定時株主総会	普通株式	1,050	12.00	2015年3月31日	2015年6月24日
2015年11月6日 取締役会	普通株式	1,215	15.00	2015年9月30日	2015年12月1日

(注) 従業員持株会支援信託E S O Pとして保有する当社株式に対する配当金として、2015年6月23日定時株主総会決議の配当金の総額には8百万円、2015年11月6日取締役会決議の配当金の総額には10百万円を含めています。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2016年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株主の配当に関する事項を次のとおり提案
しています。

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2016年6月23日 定時株主総会	普通株式	1,215	利益剰余金	15.00	2016年3月31日	2016年6月24日

(注) 2016年6月23日定時株主総会決議の配当金の総額には、従業員持株会支援信託E S O Pとして保有する当社株式に対する配当金9百万円を含めています。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類および数

普通株式 67千株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に昇降機・電気輸送機の生産、販売、据付、保守事業を行うための設備投資資金を内部資金または借入により調達しています。一時的余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を内部資金または短期の借入により調達しています。デリバティブは、為替または金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社は与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。連結子会社においても、同様の管理を行っています。また、当社グループがグローバルに事業を展開していることから生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、必要に応じて先物為替予約を利用してヘッジしています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握し、取引先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものです。長期借入金の一部は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されていますが、必要に応じて金利スワップ取引を利用してヘッジしています。

デリバティブ取引は、外貨預金に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引および長期借入金に係る金利変動リスクのヘッジを目的とした金利スワップ取引です。デリバティブ取引に関して、当社グループは、リスクヘッジを目的とした取引を各社財務部門において行っており、その結果は、当社財務本部および財務担当役員に報告されています。なお、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2016年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていません。（注2）参照

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	43,698	43,698	—
(2) 受取手形及び売掛金	52,502	50,821	△1,680
(3) 投資有価証券 その他有価証券	6,311	6,311	—
(4) 長期貸付金	283	283	△0
資産 計	102,795	101,114	△1,680
(1) 支払手形及び買掛金	14,415	14,415	—
(2) 電子記録債務	3,969	3,969	—
(3) 短期借入金	7,405	7,405	—
(4) 長期借入金(※1)	1,483	1,475	△7
負債 計	27,273	27,265	△7
デリバティブ取引(※2) ヘッジ会計が適用されていないもの	(95)	(95)	—
デリバティブ取引 計	(95)	(95)	—

(※1)長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めています。

(※2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(2) 受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間および信用リスクを加味した利率等により割引いた現在価値によっています。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっています。

(4) 長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、回収可能性を反映した元利金の受取見込額を残存期間に対応する安全性の高い利率で割引いた現在価値により算定しています。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務および(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。変動金利による長期借入金の一部については、金利スワップの特例処理の対象とされ、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定しています。

デリバティブ取引

取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しています。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券 その他有価証券 非上場株式	122
関係会社株式	1,162

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めていません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 1,102円 66銭

1 株当たり当期純利益 109円 36銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益 109円 28銭

(注) 1. 1株当たり情報の算定上の基礎となる期末の普通株式の数および普通株式の期中平均株式数について、その計算において控除する自己株式に、従業員持株会支援信託ESOPとして保有する当社株式を含めています。

2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、企業結合会計基準等を適用しています。この結果による当連結会計年度の1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

(注) 連結計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

独立監査人の監査報告書

2016年5月7日

フジテック株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 高木 勇 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岡本 伸吾 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フジテック株式会社の2015年4月1日から2016年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フジテック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

2016年3月31日現在

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	27,597	流動負債	25,405
現金及び預金	765	支払手形	339
受取手形	2,407	買掛金	1,615
掛り商品及び製品	16,603	電子記録債権	3,969
仕掛品	693	短期借入金	6,270
材料及び貯蔵品	82	1年内返済予定の長期借入金	538
原材料及び貯蔵品	2,556	未払金	2,274
前払費用	196	未払費用	265
繰延税金資産	2,500	未払法人税等	749
短期貸付金	597	前受り金	1,230
未収入金	1,157	預り金	292
その他の金	38	賞与引当金	1,796
貸倒引当金	△2	役員賞与引当金	95
		工事損失引当金	5,443
固定資産	49,180	完成工事補償引当金	267
有形固定資産	21,907	設備関係支払手形	9
建物	12,273	その他	246
構築物	197	固定負債	3,022
機械及び装置	1,399	長期借入金	2,013
車両運搬具	22	長期未払金	191
工具、器具及び備品	1,153	繰延税金負債	783
土地	6,704	資産除去債務	21
リース資産	13	その他	12
建設仮勘定	144	負債合計	28,427
無形固定資産	918	純資産の部	
ソフトウェア	510	株主資本	46,317
施設利用権	408	資本剰余金	12,533
		資本準備金	14,565
投資その他の資産	26,354	利益剰余金	34,576
投資有価証券	6,434	利益準備金	1,337
関係会社株	7,249	その他利益剰余金	33,239
関係会社出資	9,355	配当準備積立金	900
長期貸付金	2,606	研究開発積立金	800
破産更生債権等	4	別途積立金	3,500
長期前払費用	88	繰越利益剰余金	28,039
前払年金費用	34	自己株式	△15,358
敷金	786	評価・換算差額等	1,972
保険積立金	247	その他有価証券評価差額金	1,972
その他の金	477	新株予約権	61
貸倒引当金	△929	純資産合計	48,350
資産合計	76,778	負債・純資産合計	76,778

損 益 計 算 書

(2015年4月1日から
2016年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		65,001
売 上 原 価		47,148
売 上 総 利 益		17,853
販売費及び一般管理費		12,653
営 業 利 益		5,199
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	27	
受 取 配 当 金	3,660	
雑 収 入	261	3,949
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	54	
為 替 差 損	346	
た な 卸 資 産 廃 棄 損 失	37	
雑 損 失	2	442
経 常 利 益		8,707
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	4	
国 庫 補 助 金	23	27
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	33	
固 定 資 産 圧 縮 損	23	56
税 引 前 当 期 純 利 益		8,677
法人税、住民税及び事業税	1,600	
法 人 税 等 調 整 額	117	1,718
当 期 純 利 益		6,959

株主資本等変動計算書

(2015年4月1日から
2016年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金				利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金				
					配当準備積立金	研究開発積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	12,533	14,565	14,565	1,337	900	800	3,500	23,346	29,883
当期変動額									
剰余金の配当								△2,266	△2,266
当期純利益								6,959	6,959
自己株式の取得									
自己株式の処分									
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	—	4,693	4,693
当期末残高	12,533	14,565	14,565	1,337	900	800	3,500	28,039	34,576

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△7,826	49,156	2,435	2,435	56	51,648
当期変動額						
剰余金の配当		△2,266				△2,266
当期純利益		6,959				6,959
自己株式の取得	△7,666	△7,666				△7,666
自己株式の処分	134	134				134
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△463	△463	4	△458
当期変動額合計	△7,531	△2,838	△463	△463	4	△3,297
当期末残高	△15,358	46,317	1,972	1,972	61	48,350

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式および関連会社株式…… 移動平均法による原価基準

その他有価証券

・時価のあるもの ……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの ……移動平均法による原価基準

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

個別法または総平均法による原価基準（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）……定率法を採用しています。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び車両運搬具 2～12年

工具、器具及び備品 2～20年

（少額減価償却資産）取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

(3) リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

… 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

(3) 役員賞与引当金

… 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

- (4) 工事損失引当金 … 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における未引渡工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能な工事について、損失見込額を計上しています。
- (5) 完成工事補償引当金 … 完成工事に係る無償補償費に充てるため、完成工事売上高に対し、将来発生が見込まれる無償補償費の見積額を計上しています。
- (6) 退職給付引当金 … 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、計上しています。
- ・退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
 - ・数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。
 - 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しています。
 - なお、未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いは連結計算書類と異なります。
4. 収益及び費用の計上基準
- 完成工事高および完成工事原価の計上基準
- ・当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
 - … 工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
 - ・その他の工事 … 工事完成基準
5. 外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準
- 外貨建金銭債権債務については、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は当期の損益として処理しています。
6. ヘッジ会計の方法
- (1) ヘッジ会計の方法
- 金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しています。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
- | | |
|---------|---------|
| (ヘッジ手段) | (ヘッジ対象) |
| 金利スワップ | 借入金 |
- (3) ヘッジ方針
- デリバティブ取引に関して、リスクヘッジを目的とする取引を財務本部にて行っており、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法
- ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しています。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しています。
7. 消費税等の会計処理……………消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

会計方針の変更

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果による当事業年度の損益に与える影響はありません。

追加情報

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っています。

(1) 取引の概要

当社は「フジテック社員持株会」（以下「当社持株会」という。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を、2013年9月25日に設定しました。当該信託は2013年9月から6年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間中に取得し、その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しています。当事業年度末の当該自己株式の帳簿価額および株式数は649百万円、601千株です。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額 当事業年度 573百万円

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 16,433百万円

2. 保証債務

他の会社の金融機関からの借入等に対し、債務保証を行っています。

(借入金保証)

フジテック アメリカ INC.	281百万円
フジテック カナダ INC.	192百万円
フジテック アルゼンチーナ S.A.	30百万円
	<hr/>
	504百万円

(その他支払保証)

フジテック アメリカ INC.	221百万円
フジテック カナダ INC.	181百万円
フジテック ドイツ GmbH	1百万円
	<hr/>
	404百万円

3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	4,165百万円
長期金銭債権	2,594百万円
短期金銭債務	137百万円
長期金銭債務	1,126百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益	4,602百万円
営業費用	4,188百万円
営業取引以外の取引高	3,568百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
普通株式	6,941	6,491	125	13,308

(注) 当事業年度末の普通株式の自己株式の株式数は、単元未満株式の買取りによる215千株、従業員持株会支援信託E S O Pとして保有する当社株式601千株および自己株式取得による12,491千株です。

(変動事由の概要)

増減数の内訳は、次のとおりです。

2015年4月8日の取締役会の決議による自己株式の取得	6,491千株
単元未満株式の買取りによる増加	0千株
従業員持株会支援信託E S O Pによる当社従業員持株会への売却による減少	125千株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	808百万円
賞与引当金	554百万円
貸倒引当金	285百万円
未払事業税	78百万円
完成工事補償引当金	82百万円
工事損失引当金	1,679百万円
その他	315百万円
繰延税金資産 小計	3,803百万円
評価性引当額	△1,256百万円
繰延税金資産 合計	2,546百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△829百万円
繰延税金負債 合計	△829百万円

繰延税金資産の純額	1,717百万円
-----------	----------

関連当事者との取引に関する注記

1. 役員および個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員およびその近親者が議決権の過半数を所有する会社等	株式会社 ウチヤマ・ インター ナショナル (注2)	被所有 直接 10.36	不動産の賃借 役員の兼任	建物の賃貸借 (注4)	53	敷金	46
	高輪FTインベ ストメント合 同会社 (注3)	—	不動産の賃借	建物の賃貸借 (注4)	176	—	—

- (注) 1. 取引金額には消費税等を含めていません。
 2. 当社の代表取締役社長 内山高一およびその近親者が議決権の100%を直接所有しています。
 3. 株式会社ウチヤマ・インターナショナルの100%子会社です。
 4. 取引条件および取引条件の決定方針等
 賃借料については、近隣の取引価格を参考にして決定しています。

2. 子会社および関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	フジテック アメリカ INC.	所有 直接 100	当社製品、半製品の販売 資金貸付、債務保証 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	—	長期貸付金	1,126
				利息の受取 (注1)	2	流動資産 その他	0
				債務保証 (注2)	503	—	—
	フジテック UK LTD.	所有 直接 100	当社製品、半製品の販売 資金貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注3)	—	長期貸付金	884
	華昇富士達 電梯有限公司	所有 直接 60	当社製品、半製品の販売 役員の兼任	当社製品、 半製品の販 売(注4)	1,625	売掛金	1,125
	フジテック (HK) CO., LTD.	所有 直接 100	当社製品、半製品の販売 資金借入 役員の兼任	資金の借入 (注5)	—	長期借入金	1,126
				利息の支払 (注5)	2	未払費用	0
	富士達電梯 配件(上海) 有限公司	所有 直接 100	同社製品、半製品の購入 資金貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	—	短期貸付金	538
				利息の受取 (注1)	12	流動資産 その他	313

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。
2. 銀行借入等につき、債務保証を行ったもので、保証料は受領していません。
3. 資金の貸付は、フジテック UK LTD. が債務超過に陥っていることを勘案し、無利息、無期限としています。
4. 販売価格は、市場価格を勘案して一般的な取引条件と同様に決定しています。
5. 資金の借入は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	600円 18銭
1 株当たり当期純利益	86円 42銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	86円 35銭

- (注) 1. 1 株当たり情報の算定上の基礎となる期末の普通株式の数および普通株式の期中平均株式数について、その計算において控除する自己株式に、従業員持株会支援信託 E S O P として保有する当社株式を含めています。
2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、企業結合会計基準等を適用しています。この結果による当事業年度の 1 株当たり情報に与える影響はありません。

(注) 計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

独立監査人の監査報告書

2016年5月7日

フジテック株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 高木 勇 ⑧
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岡本 伸吾 ⑧
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フジテック株式会社の2015年4月1日から2016年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。
計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2015年4月1日から2016年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその付属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2016年5月9日

フジテック株式会社 監査役会

常勤監査役	野 木 正 彦	㊟
監査役(社外監査役)	石 川 賢 一	㊟
監 査 役	北 川 由 雄	㊟
社外監査役	中 野 正 信	㊟

以上